

令和7年第1回定例会会議録（第5号）

令和7年3月18日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	財政課長	河野文彦
文化国際課長	高木智香	共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江川裕子
生活環境課長	堀英樹	高齢者福祉課長	阿南剛

障害福祉課長	大久保 智	こども家庭課長	内 田 千 乃
健康推進課長	末 房 日出子	都市計画課長	山 田 栄 治
施設整備課長	籠 田 真一郎	防災危機管理課長	中 村 幸 次
教育政策課長	森 本 悦 子	学校教育課参事	藤 内 護
社会教育課長	姫 野 淳 子		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	村 田 和 寛
主 任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第5号）

令和7年3月18日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） 開議に先立ち、去る 3 月 14 日、泉議員の一般質問において、答弁の一部を訂正いたしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

○学校教育課長（宮川久寿） 泉議員の質問における SNS への依存度調査において、別府市の調査結果による、との答弁を、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における SNS 等の利用調査結果による、に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（加藤信康） 訂正を認めます。

ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、14 日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○5 番（谷口和美） ビーワンべっぷ、谷口和美です。今年より、議員活動名を小野和美から谷口和美へ改名いたしました。気持ち新たに、これからも市民の皆様の声を市政に届け、安心・安全に暮らせるまちづくりに一生懸命取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

子どもの急な病気対応について、夜間こども診療の診療時間について。

子どもが夜、夜間熱を出したり、けがをしたときに、別府市の夜間こども診療へ連れていった経験がある保護者は数多くいらっしゃると思います。私も、子どもが 4 歳くらいまではよく連れていきました。特に乳児期から 4 歳くらいまでは手洗い、うがいなどの予防対策にはどうしても限度があるため、感染症にもかかりやすく、長引かせないためにも、早め早めの対処が必要となります。

現在、別府市の夜間こども診療は、乳幼児から中学生までを対象に、日曜祝日を含む毎日 19 時から 23 時まで行っていますが、これまでの利用状況について、直近の令和 5 年度とコロナ前の令和元年度でお答え願います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

直近の令和 5 年度の診療実績から御説明します。年間の受診者総数は 3,417 人となっており、月別で最も多い月は 7 月の 389 人、少ない月は 4 月の 212 人となっています。

年齢別では、0 歳から 5 歳までが 1,904 人で全体の約 56%、6 歳から 10 歳までは 942 人で 27%、11 歳から 15 歳までは 571 人で 17%となっています。

時間別で見ますと、全体の 9 割以上が 19 時から 22 時までの時間帯に受診しています。令和 5 年度以前の実績ですが、令和 2 年度から 4 年度まではコロナ禍によって極端に少ない数字となっています。それで、それ以前の令和元年度の受診分を申し上げます。

年間の受診者総数は 3,885 人となっており、月別で最も多い月は 5 月の 427 人、少ない月は 3 月の 156 人となっています。年齢別では 0 歳から 5 歳までは 2,673 人で全体の 69%、6 歳から 10 歳までは 838 人で 21%、11 歳から 15 歳までは 347 人で 10%となっています。

時間別で見ますと、令和 5 年度と同様、全体の 9 割以上が 19 時から 22 時までの時間帯に受診しています。令和元年度と 5 年度を比較しますと、受診者総数で 468 人の減、率にしまして 18%の減少となっています。

○5 番（谷口和美） 年間約 3,500 人の診察を担っていただいているとのことで、私も利用いたしますが、患者数が多い中、いつも丁寧な診察をしていただいている印象があります。

そして、乳幼児の受診が約半数となっていますが、夜間子どもの急病で、翌日仕事が休めずに病児保育を利用したいと考えた際に、利用に必要な医師連絡票は夜間こども病院で

も記入していただくことができますか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

病児・病後児保育診療情報提供書医師・連絡票につきましては、保護者の方からお申し出いただければ無料で記入しています。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。とても助かります。夜間こども診療で記入をしてくだされば、翌朝病院に、慌てて病院に診察に行かず、そのまま病児保育施設に連れて行くことができ、翌朝仕事が休めないけど病児保育を利用したい方にはぜひ活用していただきたいです。このケースでお困りを感じている保護者は一定数いらっしゃると思うので、必要な方への御案内はぜひともお願いしたいと思います。

では、最初に質問した御答弁内容ですが、令和5年度、令和元年度も最も多い月で大体400人前後、年齢別では、どちらも0歳から5歳児の利用が全体の半数を占めて、年齢が上がるにつれ利用者も減少傾向にあります。そして、どちらも全体の9割が19時から22時までの時間帯に受診しているとのことでした。先ほどの答弁から、22時以降の受診は少ないようですが、子どもの熱は夜間、特に夜中に上がりやすく、23時を過ぎて疾患した場合は24時間行っている大分市のこども病院まで行くという親御さんは多いのではないかと思います。子どもの急病は保護者の不安が大きいことから、診療時間をもう少し長く延長してほしいとの声が私のほうにもよく寄せられてきてまいります。子育てをしていく上で、医療体制の充実はとても重要と考えますが、今後の見通しについて、そして夜間こども診療が始まった経緯や背景についてもあわせてお聞かせ願います。

○いきいき健幸部長（和田健二） お答えいたします。

夜間こども診療は、夜間における子どもの急な発熱や傷病に対応するため、2004年4月に別府市医師会をはじめ、小児科医の協力の下、上田の湯町の別府市医師会館内でスタートいたしました。診療時間は現在と同じ19時から23時まででしたが、日曜日のみ西別府病院での診療となっていました。

また、当時は医師会館内に薬局を設置するスペースがなく、別府市薬剤師会の協力により、医師会館前に処方箋薬局を開設していただいた経緯もございます。その後、2010年12月に別府市保健センター「湯のまちけんこうパーク」が開設され、夜間こども診療の機能も保健センターに移し、現在に至っております。

今後の見通しでございますが、診療開始から20年が経過し、取り巻く情勢も変化しております。少子化の影響により、慢性的な小児科医の不足や医師の高齢化によって、運営そのものが年々困難になっており、開業医に加え、勤務医の協力も得ながら何とか診療体制を維持しているところです。さらに、働き方改革の一環として導入されている勤務間インターバル制度が今後義務化されますと、勤務医をはじめ看護師や事務員等の従事がさらに難しくなるおそれもございます。そのため、夜間こども診療の維持も困難になることが危惧されております。既に医師会より診療時間の繰上げも提案されており、継続的に協議を行っているところです。

市としては、将来にわたって持続可能な診療体制を構築するため、これまでの受診状況を見極めながら、今後も協議を重ねてまいります。いずれにせよ、市民ニーズの高い事業でございますので、医師会や薬剤師会等の関係機関と連携を図りながら、事業が継続できるよう努めてまいります。

○5番（谷口和美） 20年という長きにわたり、子どもたちのために夜間こども診療の発展に尽力されてこられた先生方におかれましては、心より敬服いたしております。しかしながら、現在の運営は何とか維持を保っているという状況で、御答弁にございました診療時間の繰上げについて、現在、医師会と協議も行っているということでもございました。現状は延長どころか、夜間こども診療の存続の危機と言っても過言ではないのかなというふう

に捉えております。

少子化で子どもの数は減っておりますが、夜間こども診療は絶対になくてはならない場所だと考えております。そして、365日診療を行っているというところに大変意義があると思います。今後、現状維持は困難になるかもしれませんが、どうかできる限り夜間こども診療が継続できるよう、各関係機関としっかり連携を図っていただきたいとお願い申し上げます。

では、子どもの急病の際、夜間こども診療は23時に閉院しますが、23時以降の対応についてはどのようになりますでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

急病時の対応としましては、救急要請と電話相談がございます。相談するいとまがないと判断した場合は、すぐに119番通報して救急要請をすることが必要です。

電話相談は2つございまして、一つは大分県が実施することも救急医療電話相談です。＃8000番にて小児科専門医療機関の看護師が急病やけがに関する相談を受け付けています。受付時間は、月曜日から土曜日は19時から翌朝8時まで、日曜祝祭日は9時から17時までと、19時から翌朝8時までとなっています。23時以降に限らず、この時間内であれば看護師が子どものケア方法のアドバイスや受診の勧めなどを行っています。

もう一つの電話は、別府市消防本部がどこの病院に行けばよいか分からないなどの問合せに対応しています。25-1122にて、24時間365日対応しています。子どもの休日夜間の重症患者のための2次救急医療の体制も、別府医療センターと厚生連鶴見病院に御協力いただき、整備しています。子どもの救急医療は、命を守るために重要な施策であると思いますので、今後も関係機関と協力しながら進めてまいりたいと思います。

○5番（谷口和美） 昨年末、うちも娘が急病になり、とても慌てました。夜間こども病院か、2次救急医療へのウオークインか、救急車を呼ぶか、取りあえず＃8000番するか、様子を見ていたら、ちょっとけいれんとか意識の混濁が見られたので救急車を呼びましたが、救急車を呼ぶことにちゅうちょしたのも事実です。結果、救急車を呼んで本当によかったと思いましたが、小さな子どもの急病は冷静な判断が難しい場合がありますので、そのときにあらゆる選択ができるように、平常時から情報を備えておくということが非常に大切です。これからも保護者などに分かりやすい情報の発信をお願いしたいと思います。

では、インフルエンザ予防接種費用について伺います。

昨年末から今年始めにかけ猛威を振るったインフルエンザですが、国立感染症研究所などによりますと、昨年末12月22日までの1週間に、全国およそ5,000か所の医療機関から報告されたインフルエンザの患者数は21万1,000人ちょっとで、過去10年で最も多かったということです。1医療機関当たりの患者数を都道府県別に見ると、全国で大分県が最も多かったという結果になっていました。私が子どもの頃は、インフルエンザ予防接種は学校で集団接種が行われていましたが、現在は廃止されています。子どもの集団接種が廃止になった時期と経緯をお答え願います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

日本では、1962年に小中高校生を対象に集団接種が開始されました。当時は社会全体の流行を抑制する手段とされていましたが、副反応の出現や効果の個人差などが問題視され始め、インフルエンザ予防接種によって社会全体の流行を阻止し得るデータが十分でないことを理由に、1994年の予防接種法改正にて定期接種の対象から外れ、集団接種は廃止されました。

その後、高齢者などに接種した場合の発症防止、重症化防止効果が確認されたことから、2001年の予防接種法改正で、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ接種が定期接種

化となりました。

- 5番（谷口和美） 現在は小児科で任意接種となっていて、乳幼児やその兄弟児などは令和4年で廃止にはなっていますが、おおい子育てほっとクーポンを利用して接種していた方もいると思いますが、大半は自費接種です。ワクチン接種は、13歳未満の子どもは2回接種が推奨されていて、1回につき3,000円から4,000円以内が平均です。2回接種すると結構な金額になります。保護者の方から家族が次々に感染して大変だったが、予防接種を受けてたから重症化しなかったけど、兄弟が多いと出費もかさむですとか、接種させたくても兄弟が多いから今年は諦めたというような、インフルエンザ予防接種を一部助成してほしいなどの声が私のところにも寄せられてきております。別府市は、助成についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

厚生労働省によりますと、インフルエンザによる死亡の割合が19歳以下では0.002%であることに對し、65歳以上は0.7%であり、また年齢が上がるにつれて重症化率が高まることが示されています。この結果や国の方針を踏まえまして、現時点では定期接種以外の方への助成を行う予定はございません。お子様をインフルエンザから守るためには、ワクチン接種だけでなく、周りの大人や本人が手洗いやせきエチケットを徹底したり、流行時期は人が多く集まる場所や時間帯を避けるなどの心がけも重要であることから、引き続き感染対策の周知に努めてまいります。

- 5番（谷口和美） ありがとうございます。例えば、中津市は高校生までを対象に1回接種当たり2,000円の助成をしていたり、日田市と臼杵市では中学生までを対象に1回接種当たり1,000円と、県内でも多くの自治体が助成の補助を行っております。ワクチン接種はあくまでも任意ですし、若年層の重症化率が低いことも理解はしております。しかしながら、家庭内の蔓延予防、学級閉鎖等の蔓延予防という観点からも、ぜひ調査研究から行っていただければとお願いし、次に移りたいと思います。

女性特有の健康問題について。

厚労省は毎年3月1日から8日までを、女性の健康週間と定めています。女性活躍を進め、ワークライフバランス社会を実現していくためには、女性特有の体調変化などの健康課題について社会的理解を深め、働きやすい職場環境を整備していくことが必要不可欠です。更年期障害は、40歳を過ぎた頃から見られる、ホルモンバランスの乱れが原因となる、のぼせ・動悸・頭痛・鬱症状などの様々な心身の不調のことを言います。つらい症状に対し、適切な対応が取れなかったり、職場の理解が得られなかったりすることを要因とした更年期離職も46万人に上るなど、女性の活躍を阻害する要因ともなっております。

PMSとは、月経前症候群とも言われ、生理前に起こる心や体の不調のことです。いらいらや気分の落ち込み・腹痛・むくみ・頭痛などが代表的な症状です。こちらも症状に個人差があり、職場での理解不足などで、人知れず困難を抱えている女性はとても多く、労働力の低下による経済損失の課題になっています。生理痛など女性特有の健康課題によって、20代、30代では4割が仕事のパフォーマンスが40%低下しているとのデータも出ており、労働力の低下による経済損失は、社会全体で年間約3.4兆円とも試算されています。これらの女性特有の健康課題について、市としてどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

女性の健康は、一生を通して、月経周期、妊娠・出産、閉経などに伴う女性ホルモンの変動により、大きく影響を受ける特性があり、ライフステージごとのホルモン変動を意識した特別な管理が必要です。

しかし、こうした女性の健康に関する知識や、女性を取り巻く健康課題については、い

まだ社会に十分認識されているとは言えないと捉えています。そのために、女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を送れるように、女性の健康に関する正しい知識や情報、あるいは相談先の啓発をしていくことが重要であると認識しています。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。共通認識と理解をいたしました。

では、市での相談窓口はどのようになっていますか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

相談窓口としましては、健康推進課では、女性に特化したものではありませんが、随時市民の方の健康相談を受け付けています。

○5番（谷口和美） では、セミナーや講習会などの啓発は行っていますでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

女性の健康に特化したセミナーなどは実施していませんが、幅広く市民に向けた講演会や出前講座などを随時行っています。講話の中には、骨盤底筋体操や骨粗しょう症のことなど、女性の健康問題についても、市民の方や、企業団体の希望に応じて行っています。また、市のホームページや公式LINEを活用して、国や関係団体の取組を啓発しています。

○5番（谷口和美） 現在、市では随時市民の方の健康相談を行っていますが、女性に特化したセミナーや啓発活動は行ってはいないという御答弁でした。国は、女性を取り巻く問題を改善し、誰もが自身の個性や能力を発揮できる社会を実現するため、2021年に女性版骨太の方針を策定しましたが、まだまだ社会との認識や意識のずれがあると感じております。

皆さんは、フェムテックという言葉をご存じでしょうか。フェムテックとは、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決するサービスのことです。具体的には、生理用品や婦人科系疾患の医療機器、ミレーナとかが代表なものになります。あとは月経周期管理システムや遠隔健康相談サービスなどが挙げられます。フェムテックの普及により、不妊治療の支援や月経に伴う症状による生産性の低下の防止、更年期症状による望まない離職を減らすなどの効果も期待されています。経産省所管で実証実験なども行われ、地方自治体の取組も広がっていますが、別府市としてフェムテックをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

女性活躍や多様性の推進によって、女性の健康問題をサポートする製品、サービスの需要が拡大・急増しています。女性一人一人が自分の健康をメンテナンスしながら、自分らしく人生を歩めるようになっていく、その支援の一つがフェムテックと言えらると思います。

フェムテックの普及により、女性自身が月経痛や更年期障害などの問題ともうまく付き合い、その結果、女性が生涯にわたる健康で充実した日々を自立して過ごせることが期待できると認識しています。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。実際にフェムテックアプリなどを導入している自治体もあり、横須賀市では、LINEやメールを通じて更年期症状やPMSなど、女性特有の問題をオンラインで相談できるパーソナルサポートサービスを実施していたり、宇都宮市や高岡市では、体調管理アプリ、ルナルナと連携協定を結び、プレミアムコースというコースを無償化して、月経や妊娠の管理ができるサービスを行っています。体だけでなく、精神的な心の管理もでき、女性の健康問題について理解や意識の広がりにもつながると考えますが、市として導入のお考えはありますでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

別府市でのアプリの導入の予定は現時点ではありませんが、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会関心の喚起は重要であると考えています。

今後も、女性の健康支援に関する情報を積極的に発信していきたいと思います。

- 5番（谷口和美） フェムテックを導入している企業もたくさんありますが、女性を取り巻く健康問題はまだまだ周囲の理解は乏しいと感じます。フェムテックの活用や社会的サポート、職場環境の改善、意識改革と課題は尽きませんが、まずは情報を発信して理解を深めることが先決と考えます。現時点では導入しないという御答弁でしたが、ぜひ前向きな調査と、さらなる情報の発信をお願いしたいと思います。

それでは次に移ります。

別府市就学前教育・保育ビジョン、幼保小連携体制について。

別府市就学前教育・保育ビジョンの推進に伴い、幼保小連携体制に関して、北部中学ブロックを連携モデルとして、今年度取り組んできた内容及び成果と課題についてお聞かせ願います。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

北部中学校ブロックを連携モデル地域として、小学校、幼稚園、保育所等の教職員が集まり、連絡会を3回実施し、幼保小連携について共通理解を図りました。また、亀川小学校、上人小学校の1年生と幼稚園、保育所、認定こども園在籍の4歳児、5歳児の交流会を実施いたしました。

成果としましては、異なる年齢の子どもたちが積極的に交流し、連携モデル地域関係者からも、小学生との交流がこれまでなかったので、交流の場が持ててよかったとの声が出るなど、これまで公立が中心であった幼小連携が私立の施設にも広がったことで、全ての5歳児の小学校への円滑な接続につながると考えられます。そして何よりも、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校関係者が互いの教育・保育を知り合うきっかけになったことは大きな成果として挙げられます。

今後は、連携モデル地域で行った幼保小連携の取組を他の中学校ブロックの就学前教育・保育施設、小学校に周知し、別府市全体の幼保小連携推進につなげていく必要があると考えます。

- 5番（谷口和美） 民間保育園やこども園との交流の中で、多くの気づきや課題などもあったかと思います。この1年間での成果をしっかりと精査していただき、これから進めていく市全体の幼保小連携を強化させていっていただきたいと思います。

園児の、幼稚園の園児の降園後、引き続き預かり保育を実施している幼稚園がありますが、預かり保育の状況とそれを支える支援員の確保についてお答え願います。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

令和6年度は、境川、石垣、朝日、鶴見、山の手幼稚園で預かり保育を実施しております。令和7年度はその5園に上人幼稚園を加えた6園で預かり保育を実施いたします。支援員を1園につき3名配置し、令和7年度に向けて、全6園で計18名を確保しております。

- 5番（谷口和美） 全部で6園、1園につき3名の支援員を配置し、18名を確保していたというの御答弁でした。預かり保育は平日だけではなく、土曜日にも実施していると把握していますが、土曜日に支援員さんが休まざるを得なくなった場合、急遽幼稚園の教諭が支援に入らざるを得ない状況があると聞いています。平日の預かり保育での欠員時も、幼稚園の教諭が支援に入っていますが、先生たちの本来すべき業務への遅れや負担にもつながると考えます。

そのような状況をなくすため、例えば幼児教育学科のある大学機関と連携し、保育について学んでいる学生を支援員として配置するなど、人材ネットワークを生かす考えはございませんでしょうか。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

より多くの人材を確保することは大切であります。預かり保育の支援員につきまして

は、市の会計年度任用職員として採用しております。

- 5番（谷口和美） 市の会計年度職員として採用との御答弁のため、人材ネットワークの採用はちょっと難しいのかなと少し理解はいたしましたが、人材不足が叫ばれている今、早い段階から児童を通して学生とつながりを持つことによって、最終的に人材の確保につながっていく仕組みもできるんじゃないかなとも考えております。

では、例えば学生による対応が難しい場合、代替として6園で行う預かり保育を土曜日だけでも一、二園に集約することで、より確実に人員を確保することができるのではないかと思います。御答弁をお願いいたします。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

土曜日の預かり保育を集約することにつきましては、保護者のニーズを調査する等、可能性を探っていきたいと考えております。

- 5番（谷口和美） そうですね、土曜日だけではなく平日の支援員の欠員時も、幼稚園の先生が支援に入るということですので、もちろん保護者の意見等も十分に参考にしながら、どうか先生方の業務に差し支えることがない状況にしていってほしいなと思います。

早朝の預かり保育についてですが、これは保護者へのアンケート結果などからも一定のニーズがあると思われます。実際に私も何人かの保護者の方に、どうなるのかな、行ってくれると安心だといったような声も聞いておりますが、現時点ではどうなっていますでしょうか、お答え願います。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

幼稚園区が中学校区になることに伴い、遠距離から通園し、早朝から保育が必要な園児が出てくることが想定されます。このような園児を受け入れるための早朝対応につきましては、関係団体等との調整や、人員確保の課題を整理し、今後そのニーズに対応できるように進めていきたいと考えております。

- 5番（谷口和美） そうですね、早朝の預かり保育に対しても、やはりここでも人員の確保という課題があると思います。どこまでのニーズがあって、そして負担のない円滑な人員配置ができるのかなど、問題はありますが、どうか慎重に進めていっていただきたいと思います。

では、適切な人員配置について、私は娘のおかげで、幼稚園教育のすばらしさをこの1年間実感してきました。1年生になるための準備期間として、自分で考え、自ら行動し、ともに意識を高め合いながら、できないことが1年をかけてできるようになるのが幼稚園教育だと思っております。これは先生たちの導きがあつてのことですし、幼稚園教諭の適切な人員確保、配置が何より子どもたちのよりよい支援、指導につながると考えます。

では、来年度の採用状況をお答え願います。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

就学前保育ビジョンを推進し、子どもたちのよりよい支援、指導につなげるため、令和7年度は幼稚園教諭を新たに5名採用予定でございます。

- 5番（谷口和美） 令和7年度は5名ということで、本当にありがとうございます。近年では、支援を必要とするお子様も増えてきております。幼稚園の教諭がその対応に追われ、本来なすべき幼児教育に支障を来してしまうということのないよう、各園の状況に合った人員の配置をお願い申し上げます。

では最後に、複数年保育を実施する園の拡大について、市教委としてのお考えをお答え願います。

- 教育部長（矢野義知） お答えいたします。

別府市立幼稚園の複数年保育につきましては、就学前教育・保育ビジョンに示しているとおり、令和9年度から4歳児、5歳児の2年保育を導入いたしまして、複数年保育にお

けます市立幼稚園の役割を充実していきます。

複数年保育の拡大につきましては、今後保護者のニーズを十分調査をし、分析をしながら検討を進めていきたいと考えております。

- 5番（谷口和美） 令和9年から2年で4歳児、5歳児の2年間保育を導入されます。2年間保育となれば、より充実した幼児教育を受けることができ、子どもの成長もさらにすばらしいものとなることだと思います。

しかし、複数年保育を実施する園の拡大は、民間の保育園やこども園への圧迫にもつながる可能性がございます。そして保護者のニーズですが、これも一部からとだけではなく、幅広い保護者の声をぜひとも拾っていただきたいと思いますので、そのことも含めてお願いして、この項を終わりたいと思います。

続きまして、外来植物について。

特定外来植物の現状や対策について伺います。

暖かい時期、空き地や歩道の端などにかわいらしいランタナの草花などが生い茂っていることがあります。調べてみると、繁殖が非常に強く、種子を例えば子どもが食べた場合、死ぬことがありますというふうに書いてるところもあります。ほかの環境問題の場合、汚染を止めてしまえば改善することが多いですが、外来植物や生物に関しては自ら増えていくので、定着してしまわないように対策する場合、かなりの労力が必要であろうと考えます。

では、特定外来植物はどういったもので、別府市にはどんな特定外来植物が生息していますか。またその対策はどうしているのか、御答弁願います。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

特定外来植物等は、海外起源の外来種でございます。生態系や農林水産業、または人への被害を及ぼすもの、あるいは及ぼすおそれのあるものの中から指定された植物になります。指定された特定外来植物は輸入や放出、栽培、譲渡等が禁止をされているところがあります。また、別府市内におきましては、ボタンウキクサやオオキンケイギクなどの特定外来植物が確認をされておりますが、その生育状況を確認できたところでは、土地管理者の方へ駆除等をお願いしている状況でございます。

- 5番（谷口和美） オオキンケイギクは5月から7月に咲く花で、土手や河原や道路ののり面などに咲いています。黄色くてコスモスに似たお花で、市内でも見たことはございます。なぜ駆除しないといけないのかというと、繁殖力がすごく強く、在来植物を駆逐して生態系を壊すためです。

では、こういった特定外来植物を町なかで見かけたとき、市民が気をつけなければならないことを御説明願います。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

特定外来植物等の被害を広げないためには、環境省が提唱します外来種被害予防三原則を遵守していただくことになります。それはまず1つ目といたしまして、悪影響を及ぼすおそれのある外来種を海外等から入れないということ。そして2つ目といたしまして、飼育・栽培している外来種を最後まで管理し、捨てないということ。さらには、3つ目としまして、既に野外に定着した外来種を他の地域に広げないということでございます。

- 5番（谷口和美） では、特定外来生物ほど厳しい規制はございませんが、生態系に悪影響を与える可能性が高いとされている生態系被害防止外来種とはどういったもので、どのレベルのものなのか、御答弁願います。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

生態系被害防止外来種とは、生態系や人の生命・身体、あるいは農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものを生態的特性や社会的状況も踏まえまして、国

が選定したものでございます。2016年3月時点で429種の動植物がリスト化をされ、総合対策外来種や産業管理外来種、あるいは定着予防外来種のカテゴリーに区分をされているところでもあります。

その中でも、カテゴリーとは別に、特定外来生物としまして162種の動植物が指定をされており、そのことによりまして、外来生物法の規制を受け、輸入や飼育栽培、運搬等が厳しく規制規制をされることになります。特定外来生物以外の掲載種につきましては、特に外来生物法の規制の適用を受けませんが、先ほど申し上げました外来種被害予防三原則を遵守するなど、取扱いに注意していただくことになります。

- 5番(谷口和美) 冒頭でお話ししたランタナは、この生態系被害防止外来種に当たります。法的な規制はなく、注意喚起レベルですが、三原則を守り、取扱いには注意をするということになります。市内の道路のり面や道端などに咲いている草花はこれに当たるものが非常に多くあるのかなと予想されますが、市内にはどれくらいの生態系被害防止外来種がございませうでしょうか。

- 生活環境課長(堀 英樹) お答えいたします。

市内に定着している生態系被害防止外来種につきましては、明確にはないため全体的な把握はなされておきませんが、特に植物においては多くの外来種が該当するものと推測をしているところでもあります。

- 5番(谷口和美) 法規制のない生態系被害防止外来種の中には、種子を食べたら死に至る可能性のあるもの、葉や茎を触るとかぶれるものなど様々あるので注意は必要です。風による種子散布や地下茎の繁殖などで大量に広がってしまうと生態系を破壊し、駆除も困難になってしまいます。先ほど言われました、入れない・捨てない・広げない、この三原則を守って取り扱うことが大切と考えております。

では、生態系被害防止外来種の中でも特定外来生物に指定されているものは、市内での現状はどうなっていますでしょうか。

- 生活環境課長(堀 英樹) お答えいたします。

別府市におきましては、現在アライグマ、クリハラリス、セアカゴケグモの特定外来生物の防除に注力をしているところでもあります。

まずアライグマでございますが、初めて平成21年に古賀原地区で目撃され、平成22年に市街地の公園で捕獲された後、平成26年まで捕獲等の報告はありませんでしたが、平成27年以降は東山や内成などの南部地域で徐々に増加している傾向でございます。

クリハラリスにつきましては、令和4年度から専門家の助言の下、生息状況調査や捕獲作業を実施したところ、乙原地域や朝見地域等を中心に生息していることが確認されたことから、本市をはじめ専門家、NPO法人、大分県が連携しまして、令和4年度と令和5年度の2か年で合計37頭の防除に成功をしているところでもあります。

セアカゴケグモにつきましては、昨年でございますが、令和6年10月10日に本市で初めて発見をされたところでもあります。県内で4自治体目となり、既に大分市、杵築市、日田市の3市で確認をされているところでもあります。

- 5番(谷口和美) 特に、アライグマとクリハラリスの被害については深刻であり、農家の方からの被害も私も聞いております。今後の、市として対策をお聞かせ願います。

- 生活環境課長(堀 英樹) お答えいたします。

アライグマ対策といたしましては、今後も本市が防除の実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、別府市アライグマ防除実施計画に基づきまして防除を進めてまいりたいと考えております。

クリハラリス対策といたしましては、県と本市が実施主体となりまして、地域住民、関係団体の協力を得ながら、防除方法について有識者ヒアリングを行った上、科学的知見に

基づいた効果的な防除を実施してまいりたいと考えております。

セアカゴケグモ対策といたしましては、引き続き発見場所周辺の調査を行っていくとともに、市公式ホームページ等を通じまして注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

- 5番(谷口和美) 今年の1月に行われた、大分の外来生物を考える会のシンポジウムでは、70年前に大分市の高島で発見されたクリハラリスの駆除を2018年から5年かけて行い、2年たった昨年、生息が認められなかったとして高島のクリハラリスの根絶が報告されておりました。大変御苦勞な駆除作業になろうかと思いますが、自然の生態系を守るためにも、ぜひとも今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の項に移ります。

市営住宅について。

公営住宅は昭和26年に公営住宅法が制定施行され、当時の深刻な住宅不足を解決すべく、戦後復興の一環として国民に住宅を大量供給する目的で開始されました。当初の公営住宅の入居者は、低所得者層ではなく家賃支払い能力のある所得階層を対象としており、公営住宅にはセーフティネットとしての機能は持たされていなかったとされています。その後、昭和30年に日本住宅公団、現在の都市再生機構が設立し、高度経済成長によって増加したサラリーマン世帯を主とする勤労社会層に対する住宅供給は公団住宅が担うこととなり、公営住宅はこんぱいする低所得者を対象とする社会福祉の一環として位置づけられるようになってきました。現在、別府市内の市営住宅の団地数は31棟、部屋数としては約2,400室ございます。

では、現在の入居状況と空室状況はどのようなになっていますでしょうか。

- 施設整備課長(籠田真一郎) お答えいたします。

令和6年4月時点で、市営住宅の入居率は約85%となっています。

空室につきましては、災害用のために確保しているもの、老朽化により解体等を予定しているため新規募集を行っていないもの、古い住宅などの多額の修繕費用がかかる3階以上などで募集に至っていないものなどがある状況でございます。

- 5番(谷口和美) 建設から50年、またはそれ以上経過している住宅が多いということもあり、そのことが原因で空き室になっている状況もあるとの御答弁でしたが、市内の団地を外から見ても、特に高齢者に不向きな4階から5階にかけての空き室が目立つ印象があります。他都市では、若年の単身者でも入居ができるような様々な施策を行っていて、鹿児島市や四日市市、県内では佐伯市が単身者の申込年齢を18歳から59歳までに緩和し、幅広い世代の入居を促進しています。中層階の空室をもっと若い方向けなどに活用したらいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 施設整備課長(籠田真一郎) お答えいたします。

別府市の市営住宅におきましては、現在単身の方で入居できるのは60歳以上の高齢者などに限定されていますが、エレベーターのない3階以上などに限って若い単身世帯も入居可能とする入居要件の緩和などについて調査等をしていきたいと考えています。

- 5番(谷口和美) ありがとうございます。ぜひ、前向きに調査していただきたいと思います。

そして、有効的な空き室活用施策として、定住促進を目的とした若年単身世帯のUJIターンなどにより、別府市に移住しようとする方に対して、市営住宅のストックをもうちょっと弾力的に活用できる支援策を講じたりですとか、例えば児童養護施設にいらっしゃる方の退所者用住宅として、退所者の次のステップへ向けての支援策を講じて、目的を持った活用を実施していくということも今後重要になっていくのではないのかなと考えてます。どうか、有効に活用ができる仕組みづくりをお願いします。

現在、市営住宅の募集については2か月に1回、おおむね10件から15件程度を募集し

ているということになっております。どこの自治体もほぼ抽せんという方法を使い、当選を決めています。障害のある方が申し込んでも抽せんできずなかなか当たらないという声や、母子家庭で生活が苦しくなったから早く入居したいが、なかなか当たらないのよねといった声が私にも届いておりまして、別府市の現在の抽せん方法というのはどのようなになっているか、御答弁願います。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

抽せんにつきましては、まず受付番号順に応募者が抽せん器を回し、持ち番号を取得します。応募者の代表の方が全ての番号から抽せんした番号の持ち主が当選者となります。落選の回数が多い方を優遇するため、落選回数に応じて抽せんの回数を増やし、当選の確率が高くなるという方法で実施しております。

○5番（谷口和美） 抽せんは抽せん器を回してくじを引くという方法によって行っていて、申込みの受付順、番号順に抽せん器を回します。出た番号を持ち番号とします。抽せん優遇対象者は複数回の抽せん器を回すことができます。ここで言う抽せん優遇対象者は、落選回数の多い方のことで、平均3回ほど落選した方がそれに当たると言われております。抽せん方法は自治体により異なるのですが、別府市の抽せん方法は万人の方に平等であり、かつ、多数落選者への優遇措置もある抽せん方法になっております。公平性から見ると、実に十全な方法だと思います。

市営住宅に申込みをされる方は、生活こんぱいのこんぱいの方がほとんどですが、ただその中でも特に困っている方、例えば18歳未満の子どもがいる独り親家庭や、世帯の中に身体・精神・知的などの障がい者のいる家庭、またはDV被害者など、少しでも優先して入居ができる要配慮をお願いできないかなと考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

公営住宅法では、入居者の募集は、災害等により特別の事由がある場合を除くほか、公募しなければならないものとされております。現在は困窮度の判断が難しいため、落選回数による優遇制度のみを導入しております。

特にお困りの方への対応としましては、募集しても応募の少ない住宅もございますので、そういう住宅を申込みの段階でお勧めしているところでもあります。

○5番（谷口和美） 現在、別府市では落選回数が多い方への抽せん優遇措置ですが、先ほどお伝えした独り親家庭や障がい者がいらっしゃる家庭、DV被害者など特に困っている方への抽せん優遇措置として、抽せん回数を増やすというような優遇措置も考えられるかと思えます。近隣のお隣の市では、そういったような抽せん優遇措置を行っていらっしゃる自治体もございます。本当に困っている方が少しでも安心して暮らせるまちを目指し、今後とも取り組んでいってもらいたいとお願いし、一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○10番（阿部真一） 自民新政会の阿部真一です。先週からちょっと花粉症と黄砂にやられておりまして、アレルギーの体質もございましてちょっと喉とせきと、聞き苦しい点があるかと思えますが、執行部の皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

市長もアレルギー体質でしたよね。今年は市制100周年もあって随分体調がよさそうに見受けられるんですけど、私はちょっと今最悪の体調状態でありますので、よろしくお願ひします。

それでは早速、1番の福祉行政についてお聞きします。

質問の通告した意味合いでございますが、来年度予算の審議が今議会で行われております。その中でも医療的ケア児の制度を別府市が導入するというところで、先日の予算決算特別委員会でも数人の委員からの質疑がございました。その背景として、昨年2024年4月

に障害者総合支援法の改正が行われております。この中で、障害の福祉サービスの充実、これを図るために昨年から別府市内、県内、全国の福祉事業者には、あらゆる法改正にのってサービスの充実、そして運営面に対しての責務がなされているわけでございます。

現時点で別府市内に在住しています発達障がいのある児童、そしてそのような児童が受けられるサービスはどのようなものがあるのか、利用できる施設数、そして実際の利用者数について御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

発達障がいのあるお子様を含めて現在利用できる事業といたしまして、未就学児については児童発達支援事業、就学児については放課後等デイサービス事業がございます。

各事業の施設数及び利用者数については、令和6年11月現在でございますが、児童発達支援事業所が24事業所、利用者は181名、放課後等デイサービス事業所が36事業所、利用者数は417名となっております。

○10番（阿部真一） この発達障がいのあるお子さんに対する支援の制度でございますが、0歳児から5歳児まではこの発達障がいは医療機関、特に親御さんのお手元、親御さんと一緒に発達障がいに対しての支援をサポート、医療機関や福祉機関と総合して行っていくわけでございます。そして、成長するに当たって、小学校を6歳で迎えるわけでございますが、その中に、日常的にお子さんが成長していく上で、学校生活を営む上でサポートする、これがこの法の改正に当たっております。

まず発達障がいのある児童が、発達障がいといっても3種類ございまして、ASD（自閉症スペクトラム症）、SLD（限局性の学習障害）、そしてADHD（注意欠如・多動症）ということとなっております。こういった発達障がいのあるお子さん、親御さんに関しては、自分の子どもが発達していく上で医療機関と相談しながら、こういった障害がもしかすると潜在的にある可能性があるということで、医療機関で診断されるわけでございますが、行政機関とのやり取りで、必要なことはやはり発達していく上で発達に対しての支援、学習支援や、いろいろな学習行動に対しての支援、生活に対しての支援がございます。それとやはり、家庭の中での支援をどのようにサポートしていくのか、そしてまた地域社会の中で地域がどのようにサポートしていくのか、こういった部分の中でどのようにサポートしていくのか、こういった部分の中で発達を支援をする中で、今回の法改正において、5つの面の改良がなされておるわけでございます。

それでは、この児童発達支援と放課後等デイサービスは小学校以降の18歳までの児童に対して行うサービスでございますが、発達支援と放課後等デイサービス、現時点でどのようなメニューの体制で行っているのか、まず御答弁ください。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

障がい児支援の基本理念にもございます、障害のある子ども本人の最善の利益の保障等を図るため、放課後等デイサービスガイドライン、児童発達支援ガイドラインが国により策定されております。そのガイドラインにより、本人支援として、発達の側面からアプローチを行います健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性の5領域11項目において独自のメニューを各施設が工夫を凝らして提供いたしております。

○10番（阿部真一） 事務局、資料提示をお願いしたいと思います。

先ほど答弁ございました児童発達支援、放課後等デイサービスにおける支援プログラムということで、先ほど答弁ありました5つの項目において、様々な詳細な支援サービスを事業所が行っておるわけでございます。この事業サービスにおいて、昨年から法改正が行われているわけでございますが、やはり親御さんのこういったサービスに対するミスマッチ、要はサービスがもう少し必要である、事業者のサービスがなかなか人材の確保、支援

員の確保等でこういったサービスが受けにくい体制にあるということを、ごくまれにお聞きすることがございます。

そういった中で、今後行政側としては事業所に、こういったサービスのプログラムの充実を課していくわけですが、そういった中で現時点でこの法改正から成る課題点というか、親御さんを主体とした課題のサポートに、行政として現場を見たときにどのような課題が考えられるのか、お答えいただけますか。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

課題等につきましては、このサービスの利用に関しまして、市内の各所にごございます相談支援事業所の相談支援専門員と、御家族によって福祉サービスを利用するためのサービス等の利用計画・障害福祉通所支援計画を作成して利用することになっております。その計画作成時に、利用者及びその家族の生活に対する意向や長期・短期を含めた総合的な援助の方針も決定して支援目標を立て、その目標に対する福祉サービスを提供する事業者を選定していただきますので、御利用予定の事業者等の提供メニュー等、相談支援専門員とともに選択していただけますようお願いいたしておるところでございます。

○10番（阿部真一） こういった様々なサービスがある上で、事業所主体にこのサービスになっていくわけですが、やっぱり事業所としてはニーズに応えるための人員的な配置、要は働き手の確保をしなければならない。場所の確保もそうであります。そしてまた、そういった事業所の経済的担保もございます。

そういった中で、この法改正の中の加算内容変更点をちょっといろいろ見させていただいてたんですが、やはり事業者としては、このサービスを充実させるためにはやはり、かなり行政とのこういった課題の共通認識をしっかりとした上で、親御さんに対するこういったサービスの方法があるという提示をしていかなければ、なかなか難しいなというのが率直な感想でございます。これは国から出た法改正なので、県市町村はその要綱に従って業務を遂行していくわけですが、やはりこの別府市にある事業所、先ほど答弁ありました、特に放課後等デイサービスはやはり民間事業者としては36事業者あるということで、利用者数も417名と、増加傾向になってくる可能性が今後考えられます。

その上で、やはり事業者へのこういった法改正での困り事への聞き取り、アンケート、そしてこういったサービスを使う上での親御さんのニーズ調査というのを、ぜひ一度やっていただきたいと思います。これ県、国が先んじてこういったアンケートをする場合は、市を通して事業者のほうに行く場合が多いと思いますが、ぜひ別府の土地のそういった地域性を考えたときには、やはり別府市、障害福祉課が窓口となってこういったアンケート調査、ニーズ調査をしていく必要があると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智） 事業所の支援プログラムに関しましては、令和7年度から公表の義務化をされておりますので、各事業所のホームページ等々で支援プログラムが公表されることになっております。その提供されるプログラムと、御利用になられるお子様のニーズ、そのマッチングは相談支援専門員に行っていただきたいなと思っております。

○10番（阿部真一） 事業所とは、そういったマッチングの聞き取りで結構かと思えます。やはり主体となる親御さんの意見を事業者を介して行政が把握する、それも一つの手段だというふうには理解しておりますが、やはり直接的に対話して聞き取る、そういった困り事のやはり選択というか、集中的な施策の遂行というのは必要になってくるかと思えます。これいうのも財政面からも、やはり今後こういった福祉に対する財政の一般財源に対する負担というのは右肩上がりが増えていきます。プラスして、こういった親御さんに対するサービスの充実、そういったのも図らなければいけない。二者択一ということができない、両方のやはり利点を選択して、業務を遂行していかなければいけないというふうを考えて

おりますので、ぜひまだ今のところ利用者の方のニーズ調査というのはやっていないというふうに認識しておりますので、ぜひこれを機会に、法改正もあったことでございますし、事業者の困り事も含めて、一応総合的に別府市としてこういったニーズ調査を行っていただきたい、そのように思います。

それでは、この1番の福祉行政については終わらせていただきます。

次に、防災行政についてお聞きします。

防災行政についてでございますが、まず最初に避難行動支援者の体制ということで、これ2年前にも一般質問でさせていただいている内容でございます。当時考えると、高齢者福祉課が、こういった要避難者のリストを基に、各自治会を通じた計画をつくっていったという認識でございます。その中で、市内の再編成等もありまして、今一括して防災局のほうで、この要避難者の計画をつくっているということで把握しております。

それでは、ちょっと振り返りになるんですが、個別避難の計画、法改正を含めて、どのような流れで今までなっているのかお答えください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

災害対策基本法が令和3年5月に改正され、避難行動要支援者に対する避難行動計画の作成が市町村の努力義務となっております。事業の目的といたしましては、避難行動要支援者名簿に記載のある方々に対して、個別に避難計画を作成するものです。名簿に記載のある方々は、要介護認定3以上の方や身体障害者手帳1級や2級を持たれている方などとなります。

○10番（阿部真一） これも法改正の下、市町村が義務化されてこういった要避難者への行動体系の計画をつくるということで遂行しているわけですが、個別避難の計画の進捗、そしてどのような形で別府市はこの2年間、この個別避難の計画をつくってきたのか、御答弁いただけますか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

個別避難計画は当事者自らが作成する自助で行うことが望ましいと考えますが、難しい面があるのが現実であります。そこで、当事者自らでの計画作成が難しい場合に、共助の考えの下で、当事者本人と地域にある自主防災組織、団体、企業などの皆様が協力しながら、地域コミュニティの向上も視野に入れ、地域力を持って計画作成を推進していただきたいと考えております。

しかしながら、個別の事情によって対応が難しい場合には、行政が計画作成を支援する公助を取り入れるなど、同意があった全ての対象者の計画作成が重要であると考えております。

市内全体で対象者は約3,000名となります。本年度より対象者が多く居住し、災害リスクが比較的高い地域より作成に取りかかっております。本年度の既存作成数は、浜脇、東山、西地区の対象者304件のうち、作成同意を得られた60件のうち48件が完了しています。各地域とも計画作成に着手するも、完成に至っていないケースが多く、本年度は亀川地域も加え、できるだけ早期の完成を目指しております。

○10番（阿部真一） 先ほどの答弁と、一番最初の個別避難計画の行政の責務、義務化の部分と、今答弁いただきました個別避難の計画のより具体的な進捗を、ここで私個人的な考えと、行政側の少し進め方に若干のギャップがあるんですね。それというのも、答弁でありました、基本的には避難所までの避難行動に関しては自助で行っていただく。これはもう私も同じ考えでございます。その中でありました、やはり公助の部分をどのように取り入れるのか、またこの避難計画をつくる上で、要は自治体、自主防災会組織、民間の企業など、いろいろな福祉団体含め団体が協力しないといけない部分への共助の部分の行政側からの周知と、受け入れる側の自治体等の認識のミスマッチがやはりちょっと見受けられ

るように感じます。というのも、この共助の部分でこの避難計画を作成する場合に、やはり私がこの避難計画を地元の自治体で、例えば 50 人いらっしゃいますんで、阿部さんつくってくださいと、分かりました、つくりましょうとしたときに、やはり 50 人の方に対しての責務、そういった方への、万が一災害があったときに、この計画をつくった当事者としてどのようなことができるのか、紙ベースのところの計画であれば作成するのは容易でございますが、いざ有事のときに、その方に対してどういった行動ができるのかというふうな不安点が、この共助の部分での避難計画をつくる上では、全員とは言いませんが中には声を聞きます。それというのも、別府市民、我々も含めて、行政も含めて、熊本地震を経験しております。その中でやはり経験を考えたときに、こういった計画をつくる上で、その先にある要避難者に対しての避難行動を促すときに、計画をつくる方、地域の方、行政の方、こういった方がどのような形で避難所までの経路を考えているのか、そこまでやはり熊本地震を経験しているので考えてしまうわけでございます。

それでは、現在で数字がございました、市内全体では対象者が 3,000 人ということで、なかなかこの計画もまだ進んでいない状態ではございますが、3,000 人のどういった方々が主に要避難者の同意を得られているのか、現状で構いませんでこの支援が必要な方、想定される方をお答えいただけますか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

現在当たっております中で、作成の同意を得られてる方というのが 304 件中約 60 件でございます。これは、全対象者に対して郵送で意思を確認する中で、本人より、もう自力で避難可能などの作成不要の申出をいただいた方とか、もう入所などしてるので対象にならないとか、あと、本人よりちょっと返信がないという中で、調査中のものを除いたものの件数となります。

返信されてる方々の中では、本当に様々な、さっき言う対象の範囲の方でありますけど、それぞれの事情で大体均等的に作成されているというふうに考えております。

○10 番（阿部真一） 現実、共助の部分で地域住民の方に協力してもらい、この避難計画をつくっていただいているわけでございますが、地元住民、防災士、こういった福祉関係の知識がある方に依頼をしているというわけでございますが、現在地元を含めた同意の部分、そしてこういった計画をつくる上での困り事、課題というのは担当課はどのように把握しておりますか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

現在作成されておる中の大枠の割合なんですけども、隣人の方とか、福祉事業所とかの方がその対象になるという率は大体 1 割程度で、残りの 9 割の中のまた内訳が、8 割ぐらいはもう家族の方と、あと 2 割ぐらいが自主防災会というふうになっておりまして、現実、風水害などの進行型災害の場合でありますと、家族の方等でも親元のところに事前に行くこととかは可能なんですけども、突発的な災害の場合、地震等など突然起きた場合などに、この方たちが即駆けつけることができるかということでは、ちょっと難しいんじゃないかというような意見が出ております。

○10 番（阿部真一） 答弁としては、こういった避難計画をつくっていただいている方々、市のほうから多分依頼をしてると思いますんで、どういった方にまず依頼をかけているのか、その辺を踏まえた課題、どういったふうに計画をつくっていいのか、恐らく多分受け取った側は分からない部分も多いと思います。その部分での声を行政側がどういうふうに把握しているのかお聞きしたかったわけで、先ほど課長が答弁していただいたのは、3,000 人の方の対象者がいろいろな災害を想定されてる中での、割合の答弁だったというふうに解釈してます。

そうすると、この市全体で対象者 3,000 人ということで答弁した内容の精査を、また担

当課のほうでしていただきたいというふうには考えるところではございますが、もう一度支援者がどのような形で地元で依頼したのか、御答弁いただけますか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

支援者として考えられますのは、まず親族や近隣の住民の方でございます。ふだんから関わりがある人たちなどで、いざというときにはすぐに助け合える関係です。それから、自主防災組織のメンバーも重要です。地域の防災に関わっている方々なので、避難の誘導にも協力していただけます。

また、医療的ケアが必要な方など、重度な方につきましては介護や福祉施設の職員も考えられます。いろいろな立場の方々に協力していただき、実効性のある個別避難計画を作成してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） では、地元の自治会を含めたところにこの避難計画の作成の依頼はされてないということですか。

○防災危機管理課長（中村幸次） いえ、されております。

○10番（阿部真一） そこなんです。しっかり防災局として、地域の方に要避難の計画を作成していただいて、別府市の公的である部分、そして地域など共助の部分と併せ持ったこの避難計画をつくっていかないと、有事の際、いざといったときにやはりもうペーパーだけの計画に成り下がってしまう、そういった懸念があると私は思っております。

それも何度も言いますが、やはり熊本地震を経験しているからでございます。これが災害が一度も起こらなかったら、恐らく市のほうでつくった計画をペーパーとして、書類として残しておく、その中でしていけばいいことではございますが、やはりこの10年間、毎年学校現場でも地域でもある、いろいろな企業でも防災に関しての見識、そして経験を踏まえたところの考え方というのは、別府市は他都市に比べてはるか上に行ってるというふうに考えております。その中で、やはり別府市としてはこの避難計画を国の義務化としてつくっていくのはまず当然として、それから先に、こういった避難者が災害が起きたときを想像して、やはり避難所までどのような経路で導いていくのか、そこまでやはり想定して考えていただく。これ行政だけでは無理なので、共助の部分で地元の方にも、企業の方にもお願いしないといけない部分ではございます。この辺はやはり担当課として、もうちょっと積極的に、自治会等を含めたところの共助の部分でこういうふうに別府市はこの避難計画は考えているというのを、やはりお示しをしていただきたい、そのようにあります。

私自身、前回も言いましたが、災害が起きて自宅から出れない方、計画はございます。ただ計画をつくった人は、地域の民生委員であり自治会長であり防災士の方であり、計画をつくって、その方が仮に高齢であれば、有事としてその計画どおりの遂行ができない。そうすると、やはり避難所までに誘導していく上ではやはり地域の、そういった今ある既存の組織を活用して、有事の想定をしていかなければいけないというふうに考えておりますが、私としては地域の中でいくと消防団、そういった例えばの例ですよ、そういった組織を活用し、またPTAなどの団体、学校関係、福祉施設などを活用して、本当にいざ有事のときに避難ができる動線をつくっておくことこそ、別府の防災の考え方として、今必要ではないのかなというふうに考えておりますが、より実用性・具体性がある避難所への動線の確保は行政側はどのように考えているのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

消防団員は地域防災の要であり、災害発生時には消火活動や救助、救護活動が最優先となります。そのため、消防団員を要配慮者支援の支援者とすることは、実効性の面で課題があると考えております。ただし、消防団の協力を得ることは、要配慮者にとっては非常に心強いことであると考えております。例えば、要配慮者の避難方法や支援者の確認など

事前の計画づくりに対して助言や協力をいただくことや、地域の防災訓練へ参加していただき、要配慮者の避難を想定した訓練を実施することで、支援体制の強化につながられます。また、災害時に消防団の活動に余力がある場合に限りますけれども、避難誘導の補助を行っていただくことも考えられます。

以上のことから、消防団の皆様につきましては、要配慮者支援の主たる担い手ではなく、補助的な役割を担うことが適切ではないかと考えております。そのため、地域住民や自主防災組織、福祉関係者との連携をより一層強化し、地域全体で要配慮者の支援を進めてまいりたいと考えております。

- 10 番（阿部真一） 今答弁があったわけでございますが、仮に少し消防団というキーワードを使って、私が今答弁をお聞きしたわけでございますが、市の当局としても、災害時に余力がある場合、そういった場合の想定、そしてまたこういった災害時には誘導の補助を行っていくことも考えているということであるのであれば、私も消防団やっておりますし、消防本署の考えもあるとはございますが、こういった個別避難の在り方、共助の在り方というのは、やはりもう一度周知をしていただきたいと思います。消防組織にしても、恐らくこういった避難行動計画があるというのも、御存じない消防団員も分団長も団本部も、消防本部はもちろん職員を含めて知ってる部分ではあるかと思いますが、いざ有事というときを想定して、やはりこの別府市の防災の避難計画を実効性のあるものにしていただきたいというふうに考えております。ぜひ、防災局も人数少ない中でこういった業務を行っていくわけでございますが、やはり多岐にわたって起こり得る場面を想定して、この避難計画を実効性あるものにしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の外国人の方の防災、避難に対してお聞きいたします。

まず、外国の住民の方の防災意識の向上のために、B－b i z L I N K等で様々な別府市内で取組を行っております。私のほうから言うのもあれですが、答弁として、課長、別府市内で行われている外国人に対しての、こういった防災意識の取組を御答弁いただけますか。

- 文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

別府市では、まち歩きを通じてともに自分たちのまちに関心を持ち、災害や防災に関する知識を身につけてもらうため、立命館アジア太平洋大学及びB－b i z L I N K別府インターナショナルプラザ事業部と連携しまして、2017 年 12 月から 1 年に 2 回の頻度で防災まち歩き事業を開催しております。

本事業の参加者のうち半数は外国人住民としており、このほかの防災意識の向上については居住している地域の防災訓練や、留学生に関しましては、所属する学校での防災訓練などへの参加がございます。

- 10 番（阿部真一） この別府市内の外国人の在住の状況でございますが、1 位は中国の国籍の方、693 名、そして 2 位がミャンマー 556 名、3 位、韓国 520 名、4 位がインドネシア 516 名、5 位がベトナムで 378 名ということで、別府市の資料を見て確認できました。全国の中で、この別府市の外国人の居住の一つの特徴として、かなり多国籍にわたる方が在住をされているということでございます。熊本地震のときも既に A P U がございまして、外国人の方への配慮を含めた取組を、今課長が答弁いただきましたように、今民間を通していろいろな活動を行っているわけでございます。

発災した場合に、外国人の方への配慮を含めた取組としては具体的にこういったものを想定しているのか、また熊本地震の際に行った活動も踏まえて御答弁いただけますか。

- 文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

発災した場合の外国人住民への取組については、別府市災害連絡掲示板、フェイスブックページの情報を英語、韓国語、中国語、3 言語へ翻訳、文化国際課公式インスタグラム

へ英語での情報発信、メッセージやSNSの多言語でのお問合せへの対応を行うこととしております。

また、震度5弱以上の大規模災害が発生した場合は、市役所4階に災害時多言語支援センターを設置することとし、別府市災害対策本部が発信する情報の多言語発信や、日本語による意思疎通が難しいと思われる外国人住民や観光客などの情報収集、避難所での対応、言語対応を行うこととしております。

熊本地震の際は、各国の大使館のほうから要請がありまして、市内の韓国籍の方々等に連絡をしまして、福岡空港のほうにバスを走らせるのでということで、そのような大使館からの連絡の情報発信を行ったこともございます。

- 10番（阿部真一） 熊本地震の折、やはり発災したときに外国人の方は地域の避難所はもとより、別府駅、そしてアリーナ、各公共施設、民間の施設を含めていろんな方が混乱して集まってきた状況がございます。その中で、やはり別府市は多言語のセンターを立ち上げることを実働として経験をしております。恐らく他都市は、こういった多言語センターの、マニュアルとしては行政内であると思うんですけど、いざ立ち上げて実行に移して運営したというのは別府市だけではないかなというふうにはちょっと見受けられるんですが、この中で経験を踏まえて、他都市からもこの多言語センターの立ち上げ等運用については、視察を受け入れてるように見受けられます。

その中で、現在別府市がこの多言語の支援センター、これの拡充と発展をどのように考えているのか、またこの支援センターをどのように想定して立ち上げているのか、御答弁いただけますか。

- 文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

多言語支援センターは熊本地震の発災の後に立ち上げる協定を組みまして、当時はないままで手探りで事業を行ったような形でございます。センターについては、別府市の国際交流団体である別府市国際交流推進協議会が設置することとしまして、センター長を協議会の事務局長である文化国際課長が担っております。

立ち上げに関しては、マニュアルに沿って、文化国際課の職員及び協議会の会員が行うこととし、避難所での言語対応などについては、事前に登録いただいている約100名の地域のボランティアのスタッフが行うこととしております。

- 10番（阿部真一） この外国籍の方々の対応というのは、特に多国籍でありますので、文化国際課で対応している部分は大変苦慮しているというのが見受けられますし、全庁体制、防災局も通じて、先ほど質疑をさせていただきました要配慮者、要避難支援者の方、そしてこの外国人の避難の経路というのも区別せずに、やはり全庁的に対応する必要があることだというふうに考えております。

その中で、一つ外国人の方というのは避難経路の要配慮者には規定されておりましたが、防災局としては、こういった外国人の方の防災に関しての、先ほど文化国際課に答弁いただきました民間とのワーケーションを含めた取組、多言語センターの設置を基とした取組などを感じて、避難経路に関して外国人の籍を持たれた方に対する行動に対してはどのような考えを持っているのか、最後防災局、お答えいただけたらありがたいと。

- 防災局長（大野高之） お答えいたします。

災害発生時は、規模や進行状況に応じて市役所の応急体制というのが定められております。例えば地震の際は、震度4の場合は課長級職員で組織される災害対策連絡室、震度5弱の場合で、部長級で構成する災害警戒本部、震度5強以上で市長、副市長も含めた災害対策本部が設置されます。各部局のふだんの所管事務に準じて災害時の担当業務が割り振られており、その統制を取るのが防災局となっております。

言語が異なり、災害をあまり経験したことない訪日外国人の方々は、災害時に支援が必

要となる方々となりますので、災害対応の初期段階である災害対策連絡室に文化国際課は招集され、対応に当たることとなっております。市民の生命と財産を守るとは行政の最重要業務で、最大の使命でありますので、災害時には全庁体制で臨むこととなっております。

- 10 番（阿部真一） この災害が起きてない平常時の取組というのが、やはり外国籍の方に対しては非常に大切だというふうに考えております。その中で、文化国際課が担っている部分、防災局が担わなければいけない部分、これは行政内でしっかり共通認識として持っていて、よくあるこういった有事のときに、外国人の方から問合せがあったら、いやそれ文化国際課ですよ、これは防災局ですよ、これは総務課ですよということが一般市民の方にはないような形で、おなかの中で、胸の中で思ってるのは結構でございますが、ぜひ有事のときには全庁体制で当たっていただきたいし、外国籍の方の要避難行動の形成にも今後一層調査研究をしていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、防災の項目については以上とさせていただきます。

それでは、市営住宅の利活用ということで、先ほど谷口議員のほうから質疑がございました部分と重なる部分がございますので、ちょっと縮小して御答弁をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほどありました利用内容、市営住宅を利用する上での利用状況というのは答弁で理解できました。別府市の中で、空き室が多い部屋の答弁がございましたが、その入居者が80%以下の市営住宅の数字を御答弁いただけますか。

- 施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

令和6年4月時点での数字ですが、入居率が80%を下回っているのは、宮園住宅、光の園住宅、向原住宅、扇山住宅の4つであります。

- 10 番（阿部真一） 議会のタブレットを持たれてる方は、泉議員の資料請求で載っておりますので見ていただいたら、タブレットの中に全市営住宅の入居率が出ております。私もそれちょっと拝借して数字を見させていただいたんですが、やはり光の園が67.48%、その次が向原住宅でございますね、74%ということで、やはりこの住宅の入居率を過去を振り返って見ていきますと、やはり同じ住宅が入居率が七、八十%を下回っているということで見受けられます。その原因としては、先ほど答弁にあった、中高層の住居が多い、光の園なんかもそうですし、高齢化でやはり入居に要件に満たさない住居が多いということで、この数字からも見てとれるわけでございますが、それでは担当課としては、別府市は公共施設マネジメントをつくっております。その中で、公共住宅の長寿命化の計画も持って、その計画の中で各市営住宅の入居状況、老化状況を勘案して建て替え、改修の段取り、予算を取っているというふうに理解をしておりますが、先ほど言った流れで言うと、担当課の答弁で言うと、現状の条例の中では目的外使用の方、若年層の方等の使用がなかなか難しいということで答弁があったわけでございますが、そこがやはり時代によって条例等を改正していくのは、この議会の提案であり、また執行部のこういった入居率の低下による、老化による打開策として、この市営住宅をどのようにやっていくのかをやはり考える必要があるというふうに思います。

その中で、やはり予算決算特別委員会の中の質疑でもございました、そして一般質問でもあったというように思っていますが、目的外使用に関しては地方創生、人口減少の中、様々な市営住宅の入居要件というのは緩和されている方向にございます。その中で、他都市においては若年層やUターンの方の入居、そしてまた外国人の労働者への緩和ということで、いろいろな方法が地方情勢の中で、情報を検査した上で条例を変えていき、入居の緩和をしていく、そういうことが可能であると。現状では条例を改正するところまで至っておりませんので、課長の中の答弁では現状が精いっぱいかなというふうに思いますが、

今後こういった長寿命化の計画、そしてこの人口減の中の別府市の市営住宅の在り方について、やはり周辺の道路、公園などの全体的な計画の中で、総合的な計画を持っていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

目的外を含めた市営住宅の今後の在り方、どのような考えを持っているのか御答弁いただけますか。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

目的外使用につきましては、現在も被災者やウクライナの避難民のためなどにも使用しており、課題に対応する形で必要により常時行っているところであります。また様々な活用がありますので、それらの把握も含めて、関係部署と情報共有を図っていきたいと思っております。

また、单身の方の入居が、先ほども答弁しましたが高齢者などに限定されていますので、そういった入居要件の緩和なども検討していきたいと考え、調査等をしていきたいと考えております。

また、先ほど言われた大規模な住宅の建て替え等につきましては、周辺の地域にも大きな影響を及ぼすものでありますので、様々な面で地域の課題の解決につながるような計画として、民間活用についても考慮していく必要があると考えています。

○10番（阿部真一） 長寿命化計画の中での計画、そして予算を組み立てる上での改修などを含めた、総合的なこの市営住宅の在り方を考えていく、現状の条例では、課長の言った答弁でしかできない部分があります。その中で、この議場で議員が、そしてまた議会が委員会として、このような緩和を積極的に市が行ってください、市が調査研究を行ってくださいというのがこの一般質問の場であり、またそれを執行部が調査研究して予算化し、また条例等を改正していくのが、市民に対してのこの市営住宅の、より豊かな市民生活を送る上でも新しい市営住宅の見え方であるというふうに考えております。ぜひ、先日、市長も答弁いただきました部分もあります。この市営住宅に、やはり民間の活力を導入したり、地域ニーズを勧誘したり、そういった部分をやはりしっかり調査した上で、別府市の保全計画、そして別府市の住民に対するニーズ、そして地方創生を含めた人口減少への取組などを含めて、あらゆる面で方策を打っていただきたいというふうに考えております。

それでは、この市営住宅に関してはここまでとさせていただきます。

次に、教育行政についてでございます。

社会スポーツの体育館利用ということで通告をさせていただいております。この中で、法改正を行う上で、この公共施設のスポーツに当たる背景としましては、受益者負担の適正化の観点から、令和元年12月使用料の条例改正の説明会ということで、議会に行われております。そして、別府市の外部行政運営評価委員会のほうで改正案の意見聴取を行い、パブリックコメントを実施した上で、令和2年10月1日に使用料の改正ということで条例改定を行っているいきさつがございます。それを踏まえてお聞きしたいと思います。

令和2年に条例改正を行っているということなので、令和7年、5年経過するわけでございます。5年経過する上で、公共施設のスポーツを利用する方々の状況も変わってきております。それというのも、中学校の部活動の外部委託、そしてまた今後も民間委託が進んでいって、もしかすると授業の中で学校の先生、教員が顧問になったりすることもなく、外部の、要は社会スポーツの団体が部活動を担うことが8割、9割を占める時代がもうすぐ来るかもしれませんので、その上で、一応今回、この使用料の規定ということの面に着目して質問を通告したわけでございます。

それでは、各小中学校の体育館、放課後、土曜、日曜日に地域に、団体に開放されているわけですが、利用する団体も非常に多うございまして、利用団体に対する使用許可、使用料の減免はどのような基準で行っているのか、地区公民館の部分と学校施設の

学校教育課の部分、併せて答弁いただけますか。

○教育政策課長（森本悦子） では初めに、学校体育館の使用料についてお答えをいたします。

別府市立学校施設の開放に関する規則に基づき、小中学校は合計 20 の学校施設を児童生徒その他一般市民に開放しております。使用料はいずれの学校体育館も 1 時間につき 356 円でございます、別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則、この規定に基づきまして、減額または免除ができる規定になっております。

具体的には、市や教育委員会が主催をする場合には免除、市や教育委員会が他の団体と共催で使用する場合や、社会教育関係団体または社会体育団体が使用する場合は、使用料の 50%を減額して、1 時間につき 178 円をお支払いをいただいております。

学校体育館については以上でございます。

○社会教育課長（姫野淳子） お答えいたします。

社会教育施設につきましては、地区公民館等の体育館でございますが、別府市公民館条例及び別府市公民館条例施行規則等に基づき、公民館運営に支障がある場合や、営利目的とする場合などを除き、希望する団体や個人の方々に御利用いただいております。

使用料は、北部・西部・中部・南部地区公民館及び野口ふれあい交流センターの体育室等が 1 時間につき 770 円、朝日大平山地区公民館は他の公民館の体育室と比較しまして広さがございますので、1 時間につき半面が 550 円、全面が 1,100 円となっております。

使用料の減免措置につきましては、学校体育館と同様の取扱いでございます。

○10 番（阿部真一） 今の学校施設と地区公民館の使用料について御答弁いただきました。使用料の減免の基準としては同じ減免基準でございますが、利用料としては、各施設において多少のばらつきがあるということで理解をしました。

その中で、やはり社会体育は子どもたちの状況が学校、家庭以外、そして第 3 の居場所としての部分が子どもたちの育成の部分で大変重要でございます。その中で、やはり先ほど言いました中学校の部活動の変革もございまして、今からはこういった子どもたち、若い方の利用に関しては、できたら方向性を整えていただきたいというふうに考えております。その部分も現状で、指定管理等一般の方の利用も多い、民間の方の利用も多い施設に関しては、なかなか方向性を整えるのは難しいことであるというふうには理解しておりますが、現状子どもたちに関する団体に関しての利用の面の標準化、方向性の統一化というのができないのか、今後、部活動が民間に移管するということを含めて、御答弁を教育委員会にいただきたいと思っております。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

学校や社会教育施設の施設使用料につきましては、施設の設置目的や運営コストがそれぞれ異なるため、料金を一律には設定をしておりません。先ほど申し上げましたとおり、社会体育団体等のスポーツ団体等の地域の児童生徒が利用する場合においては、現状で 50%の減額措置を取っております。現在の施設使用料につきましては、受益者負担の公平性を確保するため、それぞれの施設運営に要するコストに対して利用者に求める適正な割合を明確化することにより、料金を設定を行っております。

今後につきましては各団体が利用しやすい施設運営について、説明会など機会を捉えて御意見を伺いながら、団体の活動支援をしていきたいというふうに考えているとともに、また今後の部活動の地域移行につきましては、今後の推移を見ながら対応を検討していきたいと思っております。

○10 番（阿部真一） ありがとうございます。この部分も、先ほど市営住宅の分でも言いました、こういった使用料の改定になると、現時点での質疑になると条例の中の範囲でのお答えになります。その先の改善をするに当たって、我々議員は一般質問で課題を取り上げ、執行部のほうに問題点を投げかけているわけでございます。ですから、そういった部分を

しっかり、民間の声、子どもたちの声、管理をする側の声を聞き取って、条例改正するに当たっての起点として行政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

最後に一つすみません、時間がなくなったんで。指定文化ということで文化財について最後１点だけお聞かせください。

社会教育課長、お願いします。平尾邸の部分の予算が整備予算ということで、観光課のほうで今回提示されているわけですが、そもそもやはりこういった文化財を生かすも、今後の財産として別府市が残すにしても、やはり社会教育課の日頃の文化財に対する運営、行政努力というのが非常に必要だというふうに考えております。

その中で、やはり現在社会教育課でこういった知見を備えた学芸員、１名しかいないということでお聞きしております。やはりその中で、こういった人事の面の配置も含めてもそうなんです、お金としての対価の部分じゃない部分も勘案して、文化財の保護の部分の観点から、社会教育課の学芸員の増員等も含めて、今後体制を整えていただきたいというふうに考えておりますが、社会教育課、御答弁いただけますか。

○社会教育課長（姫野淳子） お答えいたします。

市の指定する文化財につきましては、別府市文化財保護審議会において審議し決定することになりますが、審議するに当たっては、そのための資料等の作成が必要となっております。資料作成にはその起源や製造方法、歴史的・文化的背景についての深い理解が必要ですので、学芸員の専門的知識と経験が非常に重要と捉えております。その上で、学芸員の増員等につきましては、今後他市の状況も踏まえ検討していきたいと思っております。

○10番（阿部真一） ぜひ、他市は検討材料に入れなくても、別府の財産を守るために学芸員の増員をしていただけたらありがたいというふうに思います。そういった日頃の行政運営が、先々の別府市の財産になることが目的でありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○19番（松川章三） 午後の一時間の一般質問をやりたいと思います。

それでは、身体障害者福祉センターについて質問をいたしたいと思います。

これは平成 26 年 4 月 1 日に、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、通称ともに生きる条例というのが施行されております。この条例は、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会、共生社会の実現に向けて取組を進めており、福祉のまちと言われる別府市のイメージに合った条例だなど、そのように思っております。

これは施行後 11 年になりますが、その間いろいろな取組が行われております。障がいに対する理解を深める研修や啓発活動、そして小学校、幼稚園に訪問してワークショップ事業による障がい理解の啓発活動、また道路のバリアフリーや点字ブロックの設置、車椅子対応住宅、公園等へのバリアフリーと、洋便器化と、これは市における合理的配慮の推進を行っております。また、差別等事案を解決するための仕組み、相談窓口の設置、そして親亡き後の問題を解決するための取組等々でございます。これは今いろいろ市長がね、道路の関係なんかやっていたら、非常によくなったと私も何度か言っているところではございます。

このようにいろいろな取組が行われて、障がい者に優しいまちのイメージが出来上がっている別府市なのですが、そのような中、もしかしたら忘れられてるんじゃないかと思わ

れる障がい者の施設があります。その施設は実相寺多目的グラウンドの海側に位置して、体育館や会議室が完備しているんですが、その名前は別府市身体障害者福祉センターでございます。そのセンターの設置目的は、身体障がい者の機能回復、体力の向上及び広く市民のレクリエーション活動に供することにより、市民福祉の増進を図るためとなっております。

そこで、この身体障害者福祉センターについて伺いますが、施設内部の構造がどのようになっているのか、また敷地内の駐車スペースはどうなっているのか、併せてお答えください。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

敷地の山側、実相寺サッカー場側は、機能回復センターとして卓球場、事務室、会議室、トイレ等がございます。敷地の海側、鶴見台中学校側に関しましては、体育室、玄関ホール、事務室、トイレ、シャワー室等がございます。

駐車スペースとしましては、体育室の出入口前に身体障がい者用スペースが5から6台、建物周辺に約14台の駐車スペースがございます。

○19番（松川章三） いろんな機能が備わった施設だと思います。もちろんバリアフリーであるということですね、言わなかったけど。

それでは、この身体障害者福祉センターの利用者の状況はどのくらいなのか、またその使用に関しての優先使用等の、何か特別な使用区分はあるのかを伺います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則によりまして、個人使用及び専用使用とは団体等による独占の使用ですけども、となっております。優先順位につきましては、身体障がい者は健常者に優先し、専用使用は個人に優先するとされております。

○19番（松川章三） そうですね、この施設は身体障がい者の福祉のための施設ですから、身体障害者が優先的に使えるということは当然のことだと思います。

先ほど利用者の数とは言いましたが、利用者の数今言わなかったので、私が調べたところから言いますと、令和5年は2万4,262人がこの施設を利用しております。これに対し、14年前の平成23年とちょっと比較してみました。利用者数が2万2,783人で、利用者の数は6%の増加となっております。これは障がい者のための施設であり、機能が充実しているため、別府市のほぼ真ん中にあるということもあるのでしょうか。そのような利用のしやすさから、やっぱり利用がずっと同じぐらい、もしくはちょっと微増で推移してるんじゃないかなと思っております。このように、障がい者の利用を優先している体育施設の存在は珍しいと思います。別府市の特徴がよく表れた施設だと思います。

では、このように障がい者を優先した施設はほかにも市内にあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

障がい者等の入所施設等には併設される体育室施設はございますが、障がい者の優先を定めている、誰もが利用できる公共の施設の存在は確認できておりません。

○19番（松川章三） 障がい者の優先を定めている公共施設の存在は確認できないということで、ということはこの施設が唯一あるということになります。そうすると、この施設は本当に貴重な施設なんですよね。この身体障害者福祉センターは多くの方々が利用しておりますが、この施設を利用する場合、その方々の交通手段はどのようになっていますか、お答えください。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

利用者の大半は自家用車で利用されております。近隣の方は徒歩となっております。

○19番（松川章三） それでは、この施設で活動している競技団体の種目はどのようなものがあるのか、答えていただきたい。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

当該施設を利用して行われている競技は、車いすバスケットボール、ボッチャ、フライングディスク、サウンドテーブルテニス、卓球バレー、卓球の6競技であります。

○19番（松川章三） 今言われた6つの競技が行われているということですが、その中でもコンタクトスポーツに分類される、いわゆる競技者同士の激しい接触が発生する車いすバスケットボール、この競技は車椅子競技の中での格闘技とも言われております。激しくぶつかり合うことで転倒したり、けがをすることもあるということを聞いております。ここに、今年4月の施設の使用予約一覧がありますが、まずこの施設の稼働日について述べておきますと、毎週火曜日が定休日となっております。それを、あと1日を9時から12時、12時から17時、17時から22時というように3つの時間帯に分けております。その予約表を見ますと、先ほど答弁されました6つの競技がきっちり入っており、その他の競技もまた多く入っているわけでございます。定休日を除いて空いてる時間は全くありません。

激しくぶつかり合う競技の車いすバスケットボールは、毎週日曜日に入っております。そして月に4回から6回の頻度で利用しているわけですが、そこでお伺いいたします。このように激しい競技の車椅子バスケットボールができる公共の施設は、ほかにもありますか。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

各施設の所管課に調査した結果ですが、旧浜脇中学校の体育館がございます。ゴールの高さ、床素材、ラインは公式ルールのものであるなど、競技を行うための設備が整っております。地区公民館では、朝日大平山公民館の体育室、野口ふれあい交流センターの体育室がございます。いずれの施設に関しましても、これまでは利用の実績がないとのことでした。別府市以外の施設になりますが、社会福祉法人太陽の家の体育館があり、これは実際に利用されております。

○19番（松川章三） 車いすバスケットボールができるところはいろいろと、浜脇中学校とかね、朝日大平山公民館とか、野口ふれあい交流センターとかいろいろあるわけですが、まだそこは一度も利用されたことがないということですね。そして実際に利用されているところは、この身体障害者福祉センターと、太陽の家の施設だけだということです。太陽の家の施設は、太陽の家だけで使用しているということだそうなので、本当に利用できているのは、今先ほどから言ってるように身体障害者福祉センターだけとなります。

では伺いますが、なぜ他の施設では利用されていないのか、その理由は把握しておりますか。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

本課所管外の施設の詳細なアクセス環境等がはっきりいたしませんので、理由等は把握しておりません。

○19番（松川章三） 所管外なので把握していないということですが、これは私が聞いたところで答え言いますけど、他の施設では、あまりにも激しい競技であるがゆえに、衝突や転倒により床や壁等に傷がつき、施設が痛むと、そういうことで断られているのだということを知りました。ということは、法人所有の太陽の家を除いて、公共の施設である身体障害者福祉センターだけが唯一練習や競技ができる施設なわけでございます。その点から見ると、障がい者スポーツのためには本当に貴重な施設だと思っております。

それでは、この身体障害者福祉センターの管理運営はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条により、当該施設は指定管理者において管理を行わせることができますとなっていますので、指定管理者として、別府市身体障害者福祉団体協議会を指定いたしております。

○19 番（松川章三） そうですね、身体障害者福祉団体協議会が指定管理者となっております。令和 6 年度は 767 万 9,000 円ほど指定管理料が支払われております。

この指定管理者の身体障害者福祉団体協議会のことについて述べますと、昭和 25 年に肢体協会、視覚協会、聴覚協会、北部協会、内部協会の団体で構成されているわけです。構成団体の団結を強化し、団体障がい者の生活擁護と福祉の増進を図るとともに、会員相互の親睦を図り、相互扶助を行う団体として、この協議会が設立されております。そして会員数は、令和 6 年度時点で 122 名になっております。これは、市内で一番伝統のある障がい者団体だと、一番伝統のある古い障がい者団体だと聞いております。

ところが、その身体障害者福祉団体協議会の指定管理についての見解はちょっと違っておりまして、別府市身体障害者福祉センターは、全ての部分が指定管理ではなく、一部が委託管理として分離されているとの認識を持っているみたいです。実際はどうか、お伺いいたします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

別府市身体障害者福祉センターは、別府市身体障害者福祉団体協議会が、指定管理者として全てを管理している施設となっております。

○19 番（松川章三） ということは、同協議会に団体存続のために出資している運営費補助金や、同じく同協議会に支出している市の委託事業の補助金や事業委託料がありますが、それと施設の指定管理料を、悪いんですが混同しているのかなというふうに私は理解しますが、それでよろしいですね。

ちなみに、同協議会への事業支出はどのくらいあるのか、説明をしてください。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和 6 年度当初予算ですが、同協議会への支出はいわゆる団体としての運営費補助金として 95 万 7,000 円、同協議会への市からの事業を委託する事業費として、身体障害者福祉センターの指定管理料 767 万 9,000 円、生活訓練委託料 85 万 3,000 円、スポーツ指導委託料 72 万 9,000 円、健康教室事業委託料 24 万 4,000 円、スポーツ活動支援事業委託料 31 万 4,000 円となっております。

○19 番（松川章三） 事業支出についてはよく分かりました。

それでは、ここで働いている職員について伺いますが、同協議会には 5 人の職員がいます。その職員の雇用先はどうなっているのか、お伺いいたします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

現在、身体障害者福祉団体協議会での雇用として、事務職員が 2 名、身体障害者福祉センターの指定管理業務に係る人員として、受付職員が 3 名となっております。

○19 番（松川章三） 身体障害者福祉団体協議会の内部のことですから、私が口出すことではないと思いますが、補助金と委託料で 2 名、指定管理料で 3 名を雇用していると、簡単に言えばそういうことですね。これは指定管理者や職員も混同するぐらい、事務処理が煩雑そうなんです。ほかにいい方法があれば検討してみてください。何か混同しないように、また間違わないようにしていただいたほうがいいんじゃないかなと、端から見て私はそう感じましたので、ここでちょっと余分なことですと言っておきます。

この身体障害者福祉センターは、昭和 50 年、1975 年建築で、築後 50 年となっております。老朽化しておりまして、耐震化にも対応できておりません。指定管理者としての同協議会も施設存続に対して、施設の閉鎖があるのではないかと不安に思っている方がいらっしゃる

います。これについて何らかの方針が出ているのか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長(大久保智) 当該施設につきましては、必要な施設であると考えております。

○19番(松川章三) 必要な施設であるという簡単な答弁でございましたが、この施設につきましては、後ほど財政課にちょっと質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

必要な施設ということですが、施設自体の老朽化に対して今までどのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長(大久保智) お答えいたします。

施設自体の補修等に対しましては、予算の範囲内で適切に対応しております。直近の対応事例ですが、体育室側の女子トイレの排水管詰まりを昨年度、令和5年度に1回、本年度、令和6年度に2回、体育館の屋根の雨漏り改修を昨年度、令和5年度に1回、コンセントの破損改修を昨年度、令和5年度に1回行っております。会議室の雨漏り改修は令和3年度に行っております。

○19番(松川章三) 過去に、今答えていただいたように何度か修理を行っているみたいですが、別府市身体障害者福祉団体協議会から、施設の改修等に関する要望書が提出されていきますね。その要望書に対する対応等はどうなっておりますか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長(大久保智) お答えいたします。

本年9月に施設改修等についての要望書の提出を同協議会より受け、会長に対しまして、対応策についての説明を行っております。施設整備等の対応につきましては、予算事項を伴いますので、計画的に対応していくことを回答いたしております。

○市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕) お答えします。

別府市身体障害者福祉団体協議会よりいただきます御要望等に関しましては、予算の関係もございますが、真摯に対応してまいりました。今後とも御要望等に関しましては丁寧な聞き取りに加え、説明を行ってまいります。

○19番(松川章三) 今、課長と部長から答弁をいただきました。老朽化に対しての答弁と、要望書に対する答弁がありましたが、その市民福祉部長の答弁では、予算上の縛りがあるが真摯に対応してきたとのことでした。

実は、ここに昨年12月、9月12日に別府市身体障害者福祉団体協議会会長高橋勇名で提出された、5項目から成る要望書の回答が、昨年10月24日に示されております。その回答書のコピーがあるので、少しだけ読み上げます。少しだけというか、全部読み上げます。

まず、5項目ありまして、これは令和6年10月24日、別府市身体障害者福祉団体協議会会長高橋勇様。回答書。別府市役所、障害福祉課。

いただいた要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。1、体育館、奥4か所のハロゲンライトの設置について。これは令和7年度当初予算で要求し、財政担当課と協議をしますということですね。

2、体育館入り口天窓カーテンの完全装備についてお願いします。これについては、申し訳ありませんが、カーテン装備については、予算などの関係上すぐに対応することが困難ではありますが、その他対応策の模索をしつつ、今後解決について協議させていただきたいと思っております、という回答です。

3、体育館女子トイレの完全整備。これは水漏れ等ですね。これにつきましては、令和7年度当初予算で要求し、財政担当課と協議します。

4、体育館の雨漏りの完全修理。これにつきましては、次回雨漏りが発生した際、施設整備課と現場を確認し、必要な対応を検討します。

5、卓球場のクーラーの設置。これにつきましては、体育館等に適した空調設備は建物の改修等が必要になる可能性があるため、現状では対応が困難であると考えております。

ただし、卓球の練習に影響のない範囲で、現状よりも暑さを緩和できるようなものを設置できないか等の代替案を、別府市身体障害者福祉団体協議会及び障害福祉課で検討させていただきたいと考えております。これが回答なんです。

これはね、対応しますということは回答してますが、検討を協議をするという、対応しますという言葉の回答はほとんどないんですが、検討しますとか協議しますとか、そういう言葉がたくさん並んでおります。私が1月に確認したところ、まだ新年度始まってないんで、かもしれませんが、これは何も解決をしておりません。回答書の中にね、財政課と協議という言葉が何度か出てきました。これからその財政課と協議ということでございますので、少し質問を財政課に質問させていただきたいと思います。

公共施設マネジメント計画というのがありましたね。これでは、別府市身体障害者福祉センターをどのようにマネジメントすることになっているのか、その点についてお答えをお願いします。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

別府市身体障害者福祉センターは別府市公共施設再編計画におきましては、体育室は当面の間は存続の方向性とするものの、体育室機能の移転も検討することとしております。また、訓練室や会議室は利用状況が設立時の目的とは異なっており、建物内にある事務所を機能移転した後に解体をし、不足をしている駐車場の整備など施設利用者の利便性向上を図る方針としております。

○19番（松川章三） 体育室のことなんですが、一応当面の間は存続の方向性ということになってますね。機能移転する検討もしているということなんですが、2023年の改訂版、それは別府市公共施設保全実行計画というのがありますね。これには、実はこの別府市身体障害者福祉センターは、この改訂版には載ってないんです。消えてます。これはどうしてなのでしょう、お伺いいたします。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

別府市公共施設保全実行計画の対象施設でございますが、大規模改修等により長寿命化させる施設を対象としておりますので、当面の間は存続の方向性としている施設は本計画には掲載をしておりません。方向性を検討している段階の別府市身体障害者福祉センターは、当面の間維持補修を行いながら存続させる施設と位置づけているところでございます。

○19番（松川章三） 当面の間、維持補修を行いながら存続させる施設と位置づけているということですが、別府市公共施設マネジメント基本方針が策定されたのは平成27年4月です。今年が平成で言えば37年になります。もう今年で10年目ですね。この10年間に方向性は検討してきていなかったのか、または検討したが答えが出なかったのか、はっきり言って何も決まっていないわけです。

この施設は、障がい者が優先的に使うことのできる、先ほど言いましたが唯一の公共の施設なんです。言わば障がい者がスポーツをする上で、最後の砦となる施設なんです。ましてや、車いすバスケットボールのような激しい競技は、ほかに競技をするところがないわけでしょう。ほかのところではさせてくれないってことなから、太陽の家は法人ですから自分とこだけでやります。じゃあ、この人たちはどこで競技をすればいいのでしょうか。

体育館では、実は2か所で雨漏りがしております。雨の日などは床にバケツをたくさん並べて、雨漏りを受けておるわけなんです。そのため、体育館の半分しか使えておりません。ところが、夜になると、実は水銀灯が切れているわけです。夜になると、今度暗くて半分しか使えない。そしてその水銀灯も、機械が故障しているために、下ろしてから取り替えることもできない。最悪なのは、雨漏りがする夜は、体育館全体が使えないという状態になっているということです。

先ほどの答弁で、女子トイレの修理をしたとのことですが、根本的な修理ができてないわけですね。ですから何度も水詰まりがして、あふれ出る。そのたびに掃除を依頼しておるらしい。一度の掃除で7万円ぐらいかかります。それを年四、五回やるそうです。大変な出費だと思いますよ。

このようなことから考えますとね、この施設は大規模改修等により長寿命化させる施設に該当するのではないのでしょうか。または移転、建て替えも検討してもいいのではないのでしょうか。当面の間、維持補修を行いながら存続させると言っていますが、この当面とはいつまでのことなんでしょうかね。もう既に10年がたっています。あと何年検討すれば結果が出るのでしょうか。

この別府市身体障害者福祉センターは、築50年ということで、老朽化も進んでおります。耐震化もできておりません。利用者も管理者も職員も、建て替えを行うのか、このまま使うのか、移転するのか、または廃止になるのか、そのようなことがいつも不安でいっぱいであるというふうに言っております。今後の計画はどのように考えているのか、明確に答弁してください。

○企画戦略部長（安部政信） 答えいたします。

今御指摘いただきました水銀灯については、令和7年度の当初予算に計上して、議決いただき次第執行する予定にしておりますし、またその他改修箇所があれば、その都度緊急の分につきましては、すぐに対応していきたいというふうに考えております。

また、御案内のとおり別府市は多くの公共施設を保有しております。その施設の保全のために長期保全計画、中期、短期という、30年、10年、5年というかなり長いスパンで計画的に今改修をしているところでございます。これまでも汚泥再生処理センター、あるいは給食共同調理場の更新など、こういった多額の事業費の大規模更新につきましては、国庫補助等の財源を活用しながら逐次計画的に実施してきたところでございます。

身体障害者福祉センターにつきましても、今の施設をそのまま更新するということは、これ国庫補助等の財源もなく市費のみの実施ということになりますので、今の施設をそのまま更新することは現状ではちょっと難しいというふうに考えております。そのため、現状では利用者の安全を確保しながらも、利用に支障を来さないように改修をしながら運営をしているところでございます。この施設について、そういった保全の計画に位置づけるためには、やはり多額の事業費がかかるということで財源の確保が不可欠であります。今のところ維持管理の経費の現状が見込める、もう公共施設の集約化、あるいは複合化、さらに防災等の新たな機能を持たせる公共施設の効率的な再編をする場合には、財源の活用の可能性がございます。

そのため、こういった観点から、今財源の確保の見通しを立ててこの施設の方向性というのを検討しているところでございます。その財源の確保の見通しを立て次第、計画に位置づけ、方向性というのを決定していきたいというふうに考えております。

○19番（松川章三） いろいろと検討しているということでございますが、先ほどからずっと言ってますけどね、この施設は身体障がい者が唯一優先的に使える公的・公共の施設。これは、別府市にはここしかないということです。ここしかない施設を、これもずっと、何ていうか検討します検討しますと言った場合、せっかく障がい者の人たちがスポーツをやるのに、ここさえあれば、ここに行けばやれるということになるんですが、このまま使えなくなったり、根本的な解決策としての修理をしなかった場合、もう本当に使えなくなるかもしれない。そうすると、この福祉のまちというイメージができていた別府市が、これは言い過ぎかもしれませんが、障がい者スポーツの切捨てになる、そのように取られる可能性が十分ありますよ。だからこれは言い過ぎかもしれませんがと言いましたね。そういうふうなことになる可能性がありますよ。

○副議長（日名子敦子） 市長、答弁ございますでしょうか。

○市長（長野恭紘） 私から答弁させていただきたいと思います。

当事者の皆さん方からすれば、それは自分たちの施設をイの一番に直していただきたいと、それは当然そうだと思います。このことだけをもって、例えば道路の改修であるとか、その他本当に多額の資金をかけて今まで、この10年間やってきたというつもりでおります。もう福祉のまちであるということは、今議員がおっしゃったとおり間違いのないことでありますが、ただ、市民体育館もそうですし、亀川の体育館もそう、この障害福祉センターももちろんこの体育館もそうですね。やっぱり今、課長、部長がそれぞれ担当がお答えいたしましたけれども、やりたいのは山々なんですね。ですけれども、過去の経緯からして、これが国庫補助に乗るためにいろいろと調べてやっていかなくてはいけないことはたくさんあるわけですね。

ですから、皆さん方からの要望はよく分かっておりますけれども、現状としてはしっかりと維持補修をしながら、例えば常に有利ないろいろな補助金とか起債があるものをしっかりと検討しながら、どういったものがあるかというのを常にいろんなことを考えながらやらせていただいておりますので、今のこの状況の段階をもって、障がい者スポーツの切捨てと言われては、やっぱり我々ももう本当にがっかりするしかないということでありますので、しっかりとやるべきことはこれからやっていきますし、これからの先の方向性についても、皆さん方が希望を失うことがないように検討していきたいというふうに思っておりますけれども、そのためには公共施設マネジメントを考えながら、総床面積をかなり減らしていかなければいけないということは決まって、皆さん方も御理解をいただいていることでありますから、このことを検討しながら、皆さん方が希望を失うことがないように検討を重ねて、できるだけ早くこれは皆さん方に御報告をしたいと、この10年間思ってきました。しかしながら、いまだにこういうことであるということは申し訳なく思うところもあります。ぜひ議会ともそういう議論を重ねながら、どういったことができるかということもしっかり検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（松川章三） 分かりました。あのね、別府市長は、国とのパイプが物すごく強いのがありまして、どんどんやっていただけるものだと思います。そしてなかつ、今市長が言っていたみたい、改修しながらでも維持していくんだということでございますので、多分そのことを聞くことによって、障がい者の方々、そしてまたここに携わっている方々、ある程度安心してくるんじゃないかなと思っております。どうか市長の力で新しいものをつくっていただきたい、市長が答弁していただきましたので、私も安心して次の質問に移りたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、鉄輪温泉地区のホテル建設計画についてでございますが、鉄輪温泉地区のホテル建設計画では、かなりのホテル建設が何か計画されているようにあります。この計画中のものを含めて、分かれば答弁していただきたい。そして、鉄輪の景観重点地区内のものは何件あるのかまで答弁していただきたいと思います。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

鉄輪温泉地区でのホテル計画につきましては、建築中のものも含めまして3件把握しております。把握しておりますその3件ともが、景観形成重点地区内のものでございます。

○19番（松川章三） ホテル建設となると、景観の観点から気になるのがその高さですね。鉄輪地区では高度地区というものが決められておりますが、高度地区とはどのような内容のものか、一応確認のために答弁をお願いいたします。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

高度地区とは、都市計画法に規定されております地域地区の一つでございます。特に高度利用を図る必要がある地区における建築物の高さの最低限度や、景観に配慮が必要な地区における建築物の高さの最高限度を定めるものでございます。

鉄輪温泉地区の高度地区につきましては、良好な景観維持を目的としまして、建築物の高さの最高限度を15メートルと定めております。地区の範囲は、景観形成重点地区と同様でございます。

○19番（松川章三） その高度地区には特例許可の制度がありますが、その特例許可の制度について、内容はどうかしておりますか、お伺いいたします。

○都市計画課長（山田栄治） 特例の制度について御説明いたします。緑地率や空地率、建物の外壁の敷地境界からの後退距離、それから景観への配慮などにつきまして基準を満たす建築物、それから、高度地区決定時に既にあった建築物の建て替え等で用途の変更が伴わないもの、既存の高さを超えないものなどにつきまして、建築審査会の意見を聞いた上で許可したものは、15メートルを超える建築が可能となるといった制度になっております。

○19番（松川章三） 特例許可というものは、今答弁の中にあったように基準などを満たせば許可されるものであると理解をしておりますが、しかし、鉄輪地区においては、住民や自治会、そしてホテル旅館組合、商工会、または各まちづくり団体等、みんなで鉄輪の景観を守り、まちづくりを真剣に考え、取り組んできているわけでございます。そのためには、地区住民、自治会、各団体の意見等に十分耳を傾けていただきたい、そのように思っております。

そして、許可を出して終わりではなく、行政としてしっかりと監督、指導もしてもらいたい。例えば計画変更され、設計と違う内容の施工を行う場合などは、事業者に対し、しっかりと指導をしてもらいたい。また景観の重点地区でもあるので、景観への配慮については特に指導をしてもらいたいと思いますが、その点についてどう考えておりますか、伺います。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

許可基準に関係するような計画変更につきましては、当然事前に協議をしていただきまして、許可基準を満たすことの確認、それから指導をしていきます。また、景観への配慮につきましても、事前相談のときや計画段階におきまして、高度地区、それから景観形成重点地区の目的等をしっかりと認識していただきまして、鉄輪地区の景観の維持や向上に寄与するような計画としていただけるよう、働きかけをしていきたいと思っております。

○19番（松川章三） 今鉄輪は、はっきり言って空き家、空き地、そういうふうないろんなものが物すごい増えてきてるわけなんですよ。今度の予算にもありました、商店街活性化とかいうのもありますので、そういうのも活用してまた鉄輪そのものをよくしていかなければいけないと、そのように思っております。そのためには、やはりホテルとかそのようなものが出てきてくれることに対しては非常に歓迎なんです。というのは、そういうことがあればそこにお客さん、観光客が寄ってくるということですからね。非常に私どもとしましては、進出することに対しては歓迎しております。しかし、先ほどから言いましたように、ある程度の理解と条例を守っていただきたいなということで、この質問を取り上げました。

鉄輪が今後、私いつも言いますが、別府市の玄関口として栄えることを夢見ておりますので、これもまた市長によりしくお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○16番（穴井宏二） 16番、穴井でございます。

では、本日最後の一般質問でございますので端的にやっていきたいと思いますが、まず

最初に議長に申し上げたいと思います。関係課の答弁の関係上、2番の家族介護の質問、また、6番の買物支援の質問につきましては一緒に質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（日名子敦子） 許可いたします。

○16番（穴井宏二） では、まず最初にDV等の接近禁止命令、また保護命令、不退去罪、恫喝、恐喝も含めまして順次質問したいと思います。

パートナーなどからの暴力、いわゆるDVは犯罪となる行為もある重大な人権侵害と言えます。DV等の被害者はどこに相談をしたらいいのか、またどこに支援を求めればよいのか、分からない方も多いのではないかと思います。被害者が、自分はDVの被害者であるとの認識していない方もいらっしゃると思います。そのような方が適切、また迅速な支援を受けることができるように、またどのような罪として明確になっているのか、幾つかお伺いをしたいと思います。

法的な措置としまして、まずDV等の接近禁止命令、保護命令、また不退去罪、恫喝、恐喝も含めまして、その定義と、DV被害に悩んでいる被害者が相談できる行政機関についてお答えいただきたいと思います。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

まず、接近禁止命令とは保護命令の一種であり、裁判所が暴力やつきまといをする相手に対して、被害者の身辺への接近を禁止する命令でございます。保護命令とは、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し命じるものであり、接近禁止命令のほか、退去命令や電話等禁止命令などがございます。

次に、不退去罪とは、人の住居等から出ていくように要求されても、正当な理由もなく、退去せずに居続けることで成立する犯罪のことでございます。恫喝とは、相手を脅して恐れさせることを言いますが、さらに暴行や脅迫を用いて相手を怖がらせる行為を恐喝といい、その恐喝行為で、金銭やその他財物を脅し取る犯罪は恐喝罪となっております。

次に、DV被害者が相談できる行政機関についてですが、DV法に定められている都道府県が設置する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設といたしまして、大分県では女性相談支援センター、消費生活・男女共同参画プラザ、大分市中央こども家庭支援センターがございます。

また、警察署では被害者の訴えにより、加害者の検挙や指導・警告を行い、被害者の自衛・対応策についての情報提供を行うなどの対応をしております。別府市においては、別府市男女共同参画センターに女性相談支援員を配置し、相談等に当たっておりますが、相談内容により関係機関と連携を取りながら対応を行っております。

○16番（穴井宏二） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

今御答弁いただいた中で、ちょっと申し上げますと、不退去罪というのがございます。あまり聞き慣れない言葉ですけども、これはちょっと調べましたら、刑法第130条に規定されているそうです。住居侵入罪と同様の刑罰が処せられるとなっております、3年以下の懲役または10万円以下の罰金となっております。

また、おっしゃっていただいた恐喝ですね、この恐喝罪は刑法第249条に規定されております、この成立の要件としましては、暴行や脅迫を用いること、また、相手が恐怖を感じたこと、また金銭などが、加害者または第三者の手に渡るなどが成立要件となっているようでございまして、これには罰金刑はなくて10年以下の懲役というふうになっているようでございます。

そこで、次にお聞きしたいんですけども、やはり相談がありましたら、別府市にも市民相談窓口がございますけども、しっかり関係機関へ最後までつないでいくということが大事だと思います。また、DVにおきましては、しつこく追い回されてる、つきまとわれて

る場合は、他市では市営住宅とかの活用もやっているそうでございますが、別府市はまだみたいでございますけども、また北九州市におきましては、民間のシェルターなども身を隠す手段として有効に、民間と連携してやっているというふうになっておりました。

DV被害者を守る意味でのこのシェルター等の活用、これについてはどのようになっておりますでしょうか。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

配偶者等からの暴力の中には、執拗な追跡等もございます。被害者が一時的に身を隠すためのシェルターや民間施設等がありますが、居場所や支援の方法等につきましては、被害者の安全確保のため、所在等は非公開となっております。別府市では、被害者に寄り添いながら、関係機関との連携を図っております。

○16番（穴井宏二） よろしくお願ひします。そういう中で、相談者が相談をしていく中で、支援の方法につきまして、なかなか納得のいく対応ができなかった、どの機関に行っても、例えば裁判の関係とかでしたら法テラスとか、ほかの捜査機関とか行っても、一時的な対応でなかなか解決まで至らない、そういうふうな対応の場合に、市としてはどのようにその御本人さんに対しまして対応を行っているのか、教えていただきたいと思ひます。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

相談の基本は被害者の話を聞き、問題を明らかにし、問題解決に向けて被害者の自己決定を尊重しながら支援していくこととございます。支援方法といたしましては、支援に関する情報提供や他の機関に引き継ぐなどございますが、その後も被害者と相談が途切れることがないようにつながっていく支援を重要視し、寄り添い、中長期的な支援に努めています。

○16番（穴井宏二） では、この項最後お伺ひしたいと思ひんですけども、別府市としても、非常に重層的支援事業等始まりまして、寄り添った対応になってきたと思ひておりますけども、もう一步、やっぱりいろんな機関、先ほど申し上げましたようになかなか解決まで至らない、そういうふうな方への対応を、一つ例を挙げますと、心身の弱い方、特に精神的に弱い方が、あるところに呼び出されて金銭を取られている、非常に困っていると。また接近禁止命令が出ているにもかかわらず、法の網をかいくぐって犯罪を犯して被害が重なっていると、そういうふうな状況もお聞きしていることもございます。そのようなケースにつきましては、市としても思い切って、こういう案件は重大案件として捜査機関なり関係機関へ同行支援も含めて、一步踏み込んだ対応をしっかりお伺ひしたいと、このように思ひますけども、御答弁お伺ひいたします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

別府市では、被害者の承諾を得てではございますが、警察に相談行く際に、相談員が同行支援を行い、市役所での申請につきましても、担当課へ口頭支援及び同行支援を行っています。また、申請時、窓口で聞き取りなどの際に、本人が何度も同じ説明をすることで傷つき、疲弊することがないように、庁内でDVの被害者共通シートを作成いたしまして、事前に関係課と連絡を取り、行政手続のワンストップ化を図っております。

そのほか、委員御指摘の様々な御相談がございますが、特に重大な案件と示唆されるような内容につきましても、関係部局、関係機関と連携し、適切な支援につながるように今後も努めてまいります。

○16番（穴井宏二） 最終的にはいろんな機関につなぐことになると思ひますけど、しっかり寄り添った対応をお伺ひしたいと思ひます。

では、この項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、家族介護者支援、また買物支援につきまして、2項目一緒に質問させていただきたいと思ひます。

家族介護者支援についてですが、重度、また軽度の要介護者の方への御家族への支援として、別府市としての支援内容、現在どういうふうな支援を行っているのか御答弁をお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

高齢者福祉課におきましては、介護されている御家族の支援といたしまして、対象年齢や要介護認定4以上といった、幾つか条件はございますけども、在宅高齢者介護者見舞金として年3万円を支給し、また家族介護用品給付として、紙おむつ、尿取りパッドなど月額1万円以内で支給しております。

また、介護知識の習得として、毎年4回程介護職員現任者研修を開催しており、これは現在介護に興味のある方でしたら、どなたでも参加できるものですが、その研修におきまして、介護技術を学べる機会も設けております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。介護技術を学ぶ機会を設けてるということでございました。他市では、県外で久留米とか、近くで大分市とかでも、また大分県におきましても、家族介護教室というのを在宅介護者への支援として、どういうふうなやり方で介護をやっていくのかというふうな技術的なアドバイス、また心のアドバイス、そういうふうなこともやって、非常に評判がよいというふうに聞いております。毎回、募集枠に対して6割以上の募集が、申込みがあるというふうに聞いておりますけども、そういうような市独自として、一応教室、介護教室、これについてはどのように考えておられますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

大分市などは、県の社会福祉協議会と連携し、介護技術教室を実施しているようです。本課におきましては、学校法人に委託しまして、先ほどの介護職員現任者研修におきまして、当初は介護の専門職の方を対象とした研修でしたが、家族介護支援として一般の方も対象にするようにしております。本市の研修に参加された方も評判がよいとお聞きしておりますが、他市の取組につきましては参考にしたいと考えております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。別府市としても、だんだんハードルを低くしてやっているというふうにお聞きしたところ、その教室、9対1で女性が非常に多いということでありまして、やはりもう少し分かりやすい表現といいますか、また定期的な研修をお願いしたいと思います。

次に、このように介護されている御家族への支援としまして、市民アンケートといいますか、何らかの情報を集める、本当に困っている家族介護の方への細やかな意見を把握して、何らかの支援策を考えてもらいたいと思いますけども、今後につきまして答弁をお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

介護保険制度における適切な介護サービスの提供を主として取り組んでまいりましたが、75歳以上高齢者や認知症高齢者も増加傾向にあり、在宅生活を望まれる高齢者も多くいらっしゃる中で、介護される側の支援も今後さらに必要になってくると思いますので、福祉としまして今後こういった支援ができるか、介護関係機関や市民の声を拾いながら支援策を考えてまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） 期待しております。

では次の項目、買物支援についてお伺いしたいと思います。

買物に困っている方への支援ですが、これも今まで何回か質問させていただきましたので、2項目お伺いしたいと思います。

現在、高齢者や体の不自由な方への買物支援策などにおきましては、ネットスーパーとか宅配サービス、高齢者配食弁当などもあるようでございますけれども、現状市としてはどのような支援を行っているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

本市におきましては、介護保険制度における訪問介護サービスによる支援がございますが、70歳以上の高齢者に対して販売しておりますひとまもり・おでかけ支援事業のバス回数券も、移動にかかる費用負担の軽減として支援の一つと考えます。また、遠方への外出が困難な方につきまして、御自宅に昼食をお届けする配食サービスや生活支援体制整備事業の一つとしまして、民間が実施しております移動スーパーなどへの販売ルートに加えていただけるよう、働きかけ等を行っております。

○16番（穴井宏二） 今おっしゃっていただきました移動スーパー、時々テレビでもコマーシャルが出ておりますけれども、私も昨年その方とも、お話ししたことがあるんですが、この移動販売は非常にもう、現在ルートがいっぱいいっぱいで、なかなかもう次に新しいルートを加えるのは非常に難しいみたいなことをおっしゃっておりました。

そういう意味で、高齢になるに従って免許を返納してしまい、買物が不便になってしまったと。足が悪くて、近くのスーパーまで歩くのも非常に大変であると、家族も遠くに住んでいるので買物を頼めないなど様々な理由で買物ができずに、食事も本当に質素な食事をしているという方もいらっしゃると思います。移動スーパーの販売ルートの追加、どういうふうな方法でされるか分かりませんが、うまくやっていただければ大変ありがたいなと思うところがございますけども、そういうふうな、病気、また障がいなどがあり、ほとんど外出できないという高齢者の方もいらっしゃると思います。他市におきましては、自宅から出られないなどの支援として、見守りを兼ねて自宅までお届けする、そのような事業をやっているところもございます。

そういうふうな民間事業者と契約をして事業者一覧表などをつくってやってみたらどうかと思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

何かしらの支援が必要になってくると言われます75歳以上高齢者も増加傾向にあります中で、地域や社会で支え合い、見守っていく取組は今後さらに大切になってくると思います。

事業者一覧につきましては、一度作成すればよいということではないと思いますし、民間事業者の御協力をいただければ進まないと思いますので、今後どのように取組ができるか精査してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） この取組は、佐賀県小城市、また鳥栖市等でもやっているようでございます。現場の商店に聞きましたら、うまくいっているところもあるし、なかなかできてないところもあると。特にNPO法人さんは、本当に熱心に取り組んでおられました。コロナ前は非常にお客さんからの注文があったんだけど、最近は、コロナ後はちょっと減ってきているというふうなことをおっしゃっておりました。

また近くでは、豊後高田市が高齢者の方の買物支援事業をやっております、ここはちょっとかなり地域が広いですから、あまり別府としてはちょっとあれかもしれませんが、この買物支援事業で約70件の登録件数があるということでもございました。現在利用しているのが約50件ということで、この買物支援事業は、豊後高田市の社会福祉法人さんがされてるということでもございました。毎週2回ほど配達をしてるというふうな感じでおっしゃっておりましたが、非常に好評であるということでもございました。

そこで、別府市の社会福祉法人さんにもちょっとお聞きしたら、そういうことがあればぜひとも協力したいということでもございまして、なかなか難しいということもありましたけども、しっかりそこら辺のところは探っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、次の質問に入らせていただきます。

不妊治療について質問をしたいと思います。

この不妊治療でございますけれども、結婚等の状況になれば、自然に赤ちゃんを授かるというのが自然の流れというふうに一般的に考えられますけれども、なかなか子どもに恵まれずに、そのことで悩んでいる御夫婦等は意外に最近は多いようでございます。不妊治療が保険適用外だった頃は、経済的な負担が大きくて、また精神的な負担も重なって、途中で治療を断念する方もいらっしゃったようでございます。

そこでまず基本的にお伺いしたいんですけども、この不妊治療、これはどのようなことなのかお伺いしたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

妊娠を望む健康な男女が一定期間避妊しないにもかかわらず、妊娠しないことを不妊といい、不妊治療とは、不妊の原因を特定した上で、妊娠を成立するために行う治療です。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

そこで、最近はこの不妊治療が増えているようでございますけれども、その理由はどういうふうに考えておられますか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

不妊症には、男性側、女性側、もしくは男女両方に原因がある場合と、全く原因が分からない場合があります。一般に、年齢とともに妊娠のしやすさである妊孕性が低下するとされており、近年の雇用形態やライフスタイルの多様化を背景に進行している晩婚化・晩産化も要因の一つだと言われております。

○16番（穴井宏二） 今おっしゃったように、男女ともに加齢によって妊娠しにくくなると言われております。不妊に悩んでいる間に治療が遅れてしまうことで、子どもを授かりにくくなる可能性が大きくなっていると言われております。まず不安を感じたら、早めに相談治療が大事、効果的であると言われておりますけれども、この不妊治療、どのような流れで行っていくのか、その流れをちょっと教えてください。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

治療の基本的な流れは、まず超音波検査、内分泌検査、精液検査等による検査により不妊の原因を調べます。原因に応じて負担の少ない方法から治療を開始しますが、一般不妊治療、生殖補助医療の流れになります。

○16番（穴井宏二） これは以前は保険適用にならなかった部分が多いんですけども、令和4年4月から不妊治療が一部保険適用となっております。また、大分県でも独自の助成制度を創設しているようでございます。

この保険適用の対象となる治療法の具体的な内容、これはどうなっていますか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

保険適用となる不妊治療には、一般不妊治療と保険適用前は特定不妊治療という名称であった生殖補助医療があります。一般不妊治療には、排卵のタイミングに合わせて性交を行うタイミング法と、内服薬や注射によって排卵を起こさせる排卵誘発法、精液を直接子宮に注入する人工授精の治療方法があります。

生殖補助医療には、精子と卵子を採取した上で、体外で受精させ、子宮に戻して妊娠を図る体外受精と、卵子に注射針等で精子を注入するなど、人工的な方法で受精させる顕微授精、また、手術用顕微鏡を用いて、精巣内より精子を回収する男性不妊の手術の治療方法があります。

○16番（穴井宏二） 詳しくありがとうございました。

大分県では、不妊治療費の助成を行っておりますけれども、令和2年度から令和5年度の大分県が行った不妊治療の助成件数とその内訳としまして、別府市民に対する助成件数、これはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

助成件数は令和2年度は大分県1,049件、そのうち別府市は93件、令和3年度は大分県1,588件、そのうち別府市は164件、令和4年度は大分県452件、そのうち別府市は35件、令和5年度は大分県247件、そのうち別府市は18件です。

保険適用前は、特定不妊治療費助成、保険適用後は特定不妊治療費助成が廃止されまして、新たに先進医療にかかる費用の一部助成が開始されています。このため、件数につきましては、令和2年度及び3年度は、特定不妊治療費助成の件数、令和4年度及び5年度は、保険適用前から治療継続中の特定不妊治療費助成の経過措置の分の助成件数、及び先進医療にかかる費用の一部助成にかかる助成件数になります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

では、この保険適用ですけれども、不妊治療が保険適用になったことによるメリット、これはどのようなものがございますか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

保険適用となることで、高額療養費制度の適用対象ともなることから、治療を受ける方の費用負担が少なくなるため、経済的なメリットが大きいと考えております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

2018年、ちょっと前のデータですが、日本では体外受精、顕微鏡受精などの凍結胚で生殖補助医療についても保険適用されておりますけれども、それによって生まれた子どもは約5万7,000人で、全体の6%だったそうです。もう約7年前ですね。2000年には1%だったことと比較しますと、不妊治療によって生まれた赤ちゃんがかなり増えていることが分かります。

今、また新しい不妊治療としまして、卵子凍結保存というのがあるようでございます。この卵子凍結保存という不妊治療は、日本生殖医学会によってきちんとしたガイドラインが発表されておりますけれども、この卵子凍結保存とはどんなものなのか、また対象はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

卵子凍結保存とは、将来子どもを授かる可能性を温存するため、卵子を採取して凍結保存し、将来の妊娠に備える方法です。医療において、治療や検査などに正当性・妥当性があることを適用があるといいますが、未受精卵凍結の適用は2つあります。1つ目は、悪性腫瘍の治療等、医学的に卵子凍結の必要性があると判断される医学的適用です。2つ目は、社会的適応であり、妊娠したい時期に使用する目的で、妊娠性が高いうちに将来に備えて卵子を凍結保存するもので、日本生殖医学学会が先ほど申し上げました2013年にガイドラインを正式に決定して認めているものでございます。

妊娠・分娩をするかしないか、その時期をいつにするかはあくまでも当事者の選択に委ねられる事項であり、いずれにしろ、治療等を受けられる方の自己決定が重要となります。

○16番（穴井宏二） この卵子凍結は、パートナーのあるなしに関係なく行うことができるそうです。また、未婚の女性でも将来の妊娠に備えることができます。妊娠するタイミングを、自分の希望する時期にプランを立てて決めることができるために、安心して仕事や生活を送ることができるそうです。

卵子凍結にかかる費用は、今は保険適用が利かず完全自費のために、金額は数十万円から内容によっては100万円近くかかると言われております。このようなことにつきましても、あまり知られていないことだと思いますので、しっかりと不妊に悩んでいる方へのこの不妊治療の内容、またメリット、また副作用もあるそうでございますので、それについてもしっかりと広報をやっていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

不妊に悩む方からの相談があった場合は、不妊治療を行う医療機関や県が行っている不妊治療等に対する助成事業、不妊相談センター等の御案内をしているところがございます。引き続き、市の公式ホームページ等による広報を行い、不妊に悩む方に情報が届くよう努めてまいります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

では最後に、大分県の不妊相談センターにお聞きをいたしましたところ、2018年は16人に1人が、この生殖補助医療を受けて赤ちゃんが生まれていましたけれども、現在は約10人に1人が、生殖補助医療で赤ちゃんが生まれている、かなり増えてきているというふうにおっしゃってありました。このような事情からだと思えますけれども、県内では中津市やまた臼杵市、ほかにもあるようですが、独自の、例えば保険が利かない部分とか、不妊治療助成を行っているところがございます。また卵子凍結につきましては、ちょっと遠いところですけども、大阪池田市でも助成を行っているようです。1人1回上限20万円という助成を行っています。

別府市につきましても、そういうふうな助成については今すぐは難しいかもしれませんが、将来的にしっかり考えてもらいたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

県内で独自の不妊治療助成を行っている市町村があることは承知しております。他市町村の助成内容、現在の助成状況、国や県の動向等を踏まえ、調査研究してまいります。

○16番（穴井宏二） これについてはいろいろございますけれども、しっかりよろしくお願いしたいと思います。今回のこの質問では、不妊治療とは、またどのような方法でできるのか、相談先、保険適用の内容について質問させていただきましたけれども、不妊に悩んでいる方への御参考になればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次の項の質問に入らせていただきたいと思います。

脳脊髄液減少症について質問をさせていただきたいと思えます。

この脳脊髄液減少症については、いつ誰がなってもおかしくない病気のように言われております。具体的にどのような病気なのか、またなった場合の症状、原因についてもお答えいただけますでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

脳脊髄液減少症は、脳脊髄液漏出症、低髄液圧症と呼ばれる場合もあり、脳や脊髄を包む硬膜が何らかの原因により損傷し、中を満たしている髄液が膜の外に漏れ出して起こる病気です。周りの神経や血管に影響するため、頭痛、軽頭痛、めまい、耳鳴り、体のだるさ、集中力や思考力の低下など様々な症状が見られます。原因は、交通事故、スポーツ、日常生活上の転倒、打撲などにより大きな衝撃を受けたことや、脊椎手術や腰椎注射などが考えられますが、原因が分からない突発性のものもあります。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。日常生活上の転倒、打撲とか、また尻餅とかもあるようでございますので、様々な要因が重なるようでございます。

この脳脊髄液減少症の方はいろんな症状に苦しめますけれども、周りからなかなか理解されないということが多いようでございます。ほかにもこのような、どのような症状があるのか、また脳脊髄液減少症は、診察を受けた場合にどのように診断をされるのか、教えていただきたいと思います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

脳・脊髄は、脳神経・脊髄神経や血管などにつながれながら、髄液の中で浮かんだように存在しています。髄液が減少すると、この浮力作用が減少し、脳、脊髄やそれにつながる脳神経・血管・脊髄神経が偏位牽引され、これにより、頭痛をはじめとする様々な症状が発現すると考えられます。病状の慢性化により、二次的、三次的な症状を誘発し、自律

神経症状、高次脳機能症状などが発現されと考えられています。

脳脊髄液漏出症は起立性頭痛が中心症状と考えられ、平成 23 年、画像判定基準・画像診断基準が公表されました。この画像判定基準によって、髄液漏出が確実な場合には、平成 28 年 4 月より、ブラッドパッチ療法を健康保険適用として行えるようになっていきます。脳脊髄液減少症に関しては、現実には脳脊髄液の量を臨床的に測定する方法はなく、画像診断などによって診断しています。

- 16 番（穴井宏二） 分かりました。ありがとうございます。おっしゃっていただきましたブラッドパッチ療法というのが、保険適用になっているということでございました。私もインターネットで、今おっしゃっていただいた画像診断で見たんですけど、なかなか素人目では分からない、やはりプロのお医者先生でないと分かりにくいなというふうに思いました。こういうふうなところを、本当に見て対処していただけるのは非常に助かる治療法だと思います。

この大脳脊髄液減少症に適用されるブラッドパッチ療法とは、どのような治療になるのか、また、県内でその治療を行っている医療機関はあるのか、お答えいただきたいと思います。

- いきいき健康部長（和田健二） お答えいたします。

ブラッドパッチ療法は、患者から採取した血液を硬膜外に注射し、漏出を止める技術で有効な治療法の一つとされています。以前は保険適用外で、入院費を含め 10 万円から 30 万円の費用がかかると言われていましたが、平成 28 年 4 月から診断基準において確定診断がされた場合に、施設基準を満たす医療機関において、保険の適用となっています。

大分県のホームページに診療、診察可能な医療機関が掲載されており、大分県立病院、大分赤十字病院、大分大学医学部附属病院の 3 か所が診察可能となっておりますが、ブラッドパッチ療法を行っている医療機関は大分県立病院のみです。

- 16 番（穴井宏二） 分かりました。

このブラッドパッチ療法ですけども、かなり効果があるようでございます。一つ、ネットで見させてもらったんですが、尾道市立市民病院でブラッドパッチ療法をやっているということで、簡単に申しますと治療の有効率は 90% 以上ということで、約半数が 1 回の治療で治癒していると。効果不十分な場合は 2 回、3 回目で 90% が治療、治癒している、そのようなことを書いておりますので、非常に効果がある治療法だと思います。大分県では、今部長答弁いただいたように、このブラッドパッチ療法を行っているのは大分県立病院のみということでございますけども、ここでしっかり対応していただけるということでございますので、期待していききたいと思います。

そこで、患者さんの中には、またその家族の中にはこの脳脊髄液減少症、またそれによる高次脳機能障害などで苦しんだ上に、なかなか周囲から理解を得られずに、仕事も就けない、また診断までも幾つもの病院に行くなど大変苦労されているようでございます。患者さんや家族の相談、相談先、これはどこにあるのか、また、ぜひこの病気を知ってもらうための啓発を、しっかり市のほうでもやっていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

相談窓口として、脳脊髄液減少症患者家族支援協会があります。Z o o m やスカイプ相談、メールでの相談ができるようになっていきます。当市におきましても、病気の啓発とともに、同じような症状で悩んでいる方々の相談先として、ホームページなどの啓発をしていきたいと思っております。

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

- 16 番（穴井宏二） よろしくお願ひします。ホームページの啓発につきまして、厚生労働

省のホームページや、また信用できるNPOとのホームページのリンクをして、原因不明の頭痛などで悩んでいる方への一つの知識、対症療法として、このブラッドパッチ療法等の周知をしっかりとお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では最後に、マンションの老朽化について質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

マンション、主に分譲マンションでございますけども、マンションは中心市街地など、利便性の高いところに建設されております。別府市内でも駅に近い地区、また最近では国道10号線沿線などに新たに建設をされてきております。数多くあるマンションの中でも、建築後年数がたつて老朽化してきているものも相当数あるようでございます。

そのマンションの管理に関しまして、令和5年4月に国の方針を受けまして、別府市としても別府市マンション管理適正化推進計画を定めておりますけども、その背景と目的について教えてもらいたいと思います。また、その計画の中で、アンケート調査、実施結果が記載されていると思いますけども、その結果と課題について御答弁をお願いしたいと思います。

○都市計画課長（山田栄治） 答えいたします。

マンションの管理につきましては、通常、区分所有者等で構成される管理組合が管理を行います。区分所有者間の意思決定の難しさや、権利、利用関係の複雑さなど、建物を維持管理していく上で多くの課題がございます。また、適正な維持保全等がなされない場合、周辺の住環境に大きな問題を引き起こす可能性もございます。

このような背景から、マンションの管理適正化の推進に関する法律の改正を受けまして、本市におきましても管理適正化を推進することを目的に、マンション管理適正化推進計画を定めております。

また、アンケート調査についてですが、これにつきましては市内マンションの管理組合に対し行いました管理状況把握のためのアンケートでございます。令和3年12月時点のマンション総数129棟のうち、回答いただいたのは25棟となっております。課題としまして、回答がないマンションが管理組合が機能していなかったり、また、建物の適正管理ができていないといったようなことも考えられますことから、さらなる実態把握が必要であると考えております。

○16番（穴井宏二） 今御答弁ありましたように、アンケートにつきまして、総数129棟のうち回答があったのは25棟にとどまったということで、マンションの適正管理、これについてしっかり把握することが大事だと思います。建物の老朽化、また、居住者の高齢化によって、管理が難しくなってくる状況も十分考えられますので、よろしくお願いいたします。

そこで、今後築40年を超える、いわゆる高経年マンションが増加していくと思われますけども、その増加について把握している棟数はどのようになっていますでしょうか。

○都市計画課長（山田栄治） 答えいたします。

築40年を超えるマンションの棟数ですが、令和7年、現時点で35棟でございます。5年後には60棟、10年後には78棟となると把握をしております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。かなりの数になるということで、高経年マンションが増加しますと、やはり管理組合が適正なマンションの修繕や運営を行っていくことが重要になってくると思われます。その推進に向けて、行政の適切なアドバイスも必要だと考えます。現在行っている取組、また各種制度、これはどうなっていますでしょうか。

○都市計画課長（山田栄治） 答えいたします。

現在、啓発活動や適正管理促進の一環としまして、年に1回程度マンションセミナーを行っております。このセミナーでは、講師の方による情報提供や個別相談の時間を設けております。また、管理組合の方々からの御相談に対応するため、マンション管理士の無

料派遣制度も実施しているところでございます。各種制度につきましては、融資の金利引下げなどが受けられるマンション管理計画認定制度や、管理計画の認定を受けたマンションにおきまして長寿命化工事を実施した場合、翌年度の建物の固定資産税額の減額が受けられるといった制度がございます。

- 16番（穴井宏二） 今、答弁いただいた中で、融資の金利引下げが受けられる管理計画の認定制度があるということでございますけれども、その制度の居住者にとってのメリット、また認定基準、これはどうなっていますでしょうか。

- 都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

この管理計画の認定制度でございますが、この認定を受けることによりまして、住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資、これの金利引下げなどが受けられる制度でございます。その認定基準につきましては、管理者等が定められ、監事が選任されていることなどの管理組合の運営に関する基準、それから管理費及び修繕の積立金などについて明確に区分されていることや、修繕積立金の滞納額の基準など管理組合の経理に関する基準、それから、適切な長期修繕計画が作成されていることなどの基準がございます。

- 16番（穴井宏二） この認定制度は、適正に管理されていない危険なマンションをなくすために、管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理組合が地方公共団体から適切な管理計画を持つマンションとして認定される制度というふうにもありました。マンション管理の適正化については、住まれている方の居住環境、また、居住者や近隣住民の安全性を守るために非常に重要になってまいります。計画認定の基準にもありましたけれども、しっかりとした管理組合の組織運営と、また適切な修繕積立金等の経理が、マンション管理の適正化のポイントであると思います。

行政としても、その辺りをしっかりお考えいただきたいと思いますし、また、マンション購入者に対しても、営業の方の不動産関係の方の説明として、入居後にかかる経費、また機械式駐車場の維持管理、15年から20年で取り替えると約1,000万円単位の金額になるというふうにも聞いたことがございます。また、マンションの中には温泉があることもあるマンションもございますので、その配管の修理の問題等、また、最近は物価高、材料高でなかなか修繕ができない、こういうふうにおっしゃった方もおりますので、行政としてもその辺りしっかり確認指導をしていく必要があると思いますけれども、どのように取り組んでいかれますでしょうか。最後、御答弁をお願いします。

- 都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

マンション管理のさらなる実態把握を行った上で、課題を整理するとともに、セミナー等の充実を図りまして、マンション管理の重要性の周知啓発、各種制度等の周知に努め、マンション管理の適正化の推進を図っていきたいと考えております。

- 16番（穴井宏二） 別府市は、マンションの中で温泉があるマンションもあり、非常に別府独自のマンションの形態じゃないかなと思います。市としても、そういう意味で市独自の基準をつくって、マンション管理計画に組み入れてもらうなどしたらどうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

- 議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 40 分 散会

